

2012年版

環境報告ガイドライン

－抜粋版－



目 次

はじめに	1
序章	2
1. 環境報告の位置付け	2
2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって	2
(1) 本ガイドラインの対象について	2
(2) 2012年版の改訂ポイントについて	3
第一部 環境報告の考え方・基本指針	4
第1章 環境報告の考え方	4
1. 環境報告とは何か	4
(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン	4
(2) 環境報告の基本的機能	4
2. 環境報告と環境配慮経営	5
(1) 環境報告と環境配慮経営	5
(2) 環境配慮経営の方向性	6
3. ステークホルダーと環境報告	6
第2章 環境報告の基本指針	8
1. 環境報告の一般原則	9
2. 環境報告の重要な視点	11
3. 環境報告を実施する上での基本事項	14
第3章 環境報告の記載枠組み	16
第二部 環境報告の記載事項	17
第4章 環境報告の基本的事項	18
1. 報告にあたっての基本的要件	19
(1) 対象組織の範囲・対象期間	19
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	20
(3) 報告方針	21
(4) 公表媒体の方針等	22
2. 経営責任者の緒言	23
3. 環境報告の概要	24
(1) 環境配慮経営等の概要	24
(2) KPIの時系列一覧	25
(3) 個別の環境課題に関する対応総括	27
4. マテリアルバランス	30

第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	31
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	32
(1) 環境配慮の方針	32
(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	33
2. 組織体制及びガバナンスの状況	34
(1) 環境配慮経営の組織体制等	34
(2) 環境リスクマネジメント体制	35
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	36
3. ステークホルダーへの対応の状況	37
(1) ステークホルダーへの対応	37
(2) 環境に関する社会貢献活動等	38
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	39
(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	39
(2) グリーン購入・調達	41
(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	42
(4) 環境関連の新技术・研究開発	43
(5) 環境に配慮した輸送	43
(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等	45
(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル	46
第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	47
1. 資源・エネルギーの投入状況	49
(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	49
(2) 総物質投入量及びその低減対策	50
(3) 水資源投入量及びその低減対策	51
2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）	52
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	53
(1) 総製品生産量又は総商品販売量等	53
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	54
(3) 総排水量及びその低減対策	55
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	56
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	57
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	58
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	59
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	60
第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	61
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況	62
(1) 事業者における経済的側面の状況	62
(2) 社会における経済的側面の状況	63

2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	65
第8章 その他の記載事項等	67
1. 後発事象等	67
(1) 後発事象	67
(2) 臨時的事象	67
2. 環境情報の第三者審査等	68
【参考資料等の一覧】	69

「*」のついた用語は、「環境報告ガイドライン 2012年版」に掲載している参考資料 2.【用語解説】を参照ください。

環境報告ガイドライン（2012年版）－抜粋版－をご利用に当たっての留意点

この本（抜粋版）は、環境報告ガイドライン（2012年版）をより多くの事業者や環境報告の利用者に読んで頂くために、環境報告ガイドライン（2012年版）から記載事項等を抜粋して作成したものです。そのため、一部の記載事項、解説、留意事項等は省略してあります。実際に環境報告を実施する際には、環境報告ガイドライン（2012年版）もご参照ください。

はじめに

世界的な人口増加や新興国を中心とした経済成長によって、消費と生産の規模は拡大する傾向にあり、それに伴う資源・エネルギー消費や環境負荷の増加は現代社会にとって大きな課題になっています。また、金融市場のグローバル化と国際貿易の進展が地球規模で地域間の複雑な相互依存関係を作り出しているために、この課題への対応には国際的な連携や協調体制の確立が不可避な状況になっています。

また世界規模で広がる環境課題は、貧困などの社会的な課題とも密接に係わっていることがあります。そのため、これらの課題の解決には、環境・経済・社会の3つの側面に配慮することが必要です。地球環境との調和が図られ、かつ安心して生活を営むことのできる社会を将来世代へ遺していくためにも、「環境と経済、社会の統合的な向上」が図られた持続可能な社会を構築することが、重要な政策課題となっています。

こうした中で、事業者による環境配慮等の取組は、持続可能な社会の構築へ向けた大きな牽引力として、その役割がますます重要性を増しています。環境負荷の抜本的な低減には、事業者の自主的な取組による新技術の開発や環境配慮型製品・サービスの普及が不可欠です。また、その取組範囲の拡大は、事業活動に伴う直接的な環境負荷の低減だけでなく、グリーン調達の推進や環境配慮製品・サービスの提供を通じて、社会全体における環境負荷の低減にも寄与しています。

そして、事業者による環境配慮等の取組範囲が拡大するに連れて、その内容は戦略的な色彩を帯びようになるのが一般的な傾向です。事業活動に伴うリスクやビジネス機会を的確に認識し、経営資源を重要な環境課題に投入し、戦略的に対処することで、事業者はビジネス上の成功を得ることができます。このような事業者の環境配慮への積極的な取組は、結果として、グリーン・イノベーション*や経済・社会のグリーン化を加速させ、持続可能な発展を推進する経済・社会システムへの移行をさらに促進させることにつながっていきます。

しかし、こうした環境と経済が好循環する社会基盤を円滑に機能させるためには、事業者の環境情報開示が不可欠な要因となります。なぜなら、環境配慮に積極的な事業者に成功をもたらすためには、より多くの経済主体が事業者の環境配慮行動を合理的に評価して、事業者に経済的な便益をもたらすような社会的仕組みを構築することが必要ですが、その仕組みを支える血脈として、環境情報がきわめて重大な役割を担うからです。

ただし、開示された環境情報がその役割を果たすためには、利用者が抱く情報ニーズに合致し、品質が適切に担保され、また比較が可能であるなど、環境報告の有用性が確保されたものであることが前提となります。

本ガイドラインは、事業者が環境を利用するものとしての社会に対する説明責任を果たし、かつ環境報告が有用となるための指針です。これが、環境報告を実施する事業者の有効な道標となり、また、環境報告の利用者が事業者の環境配慮行動を正しく理解するための手引きとして役立つことによって、環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現に貢献できることを期待しています。

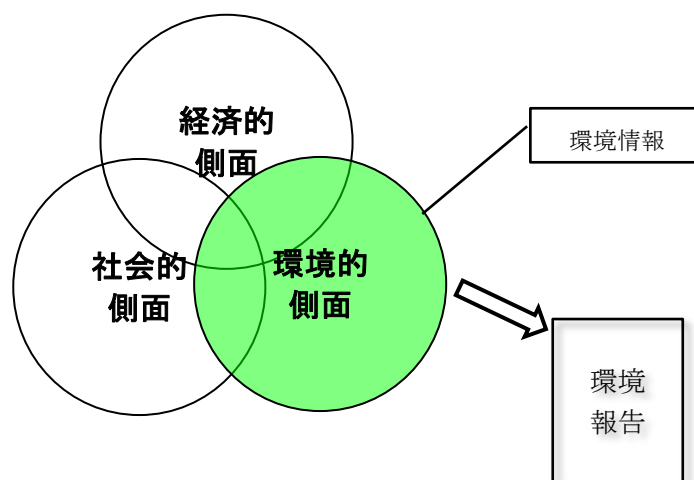
序章

1. 環境報告の位置付け

本ガイドラインにおける環境情報は、事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。事業活動に関わる環境的側面と経済・社会的側面は、ますます密接不可分の関係にあるため、環境情報には、環境的側面に関する情報のみならず、環境に関連する経済又は社会的な側面に関する情報も含まれます。

そして、この環境情報を下に、事業活動に伴う環境負荷の発生状況及び環境配慮等の取組状況を、事業者が社会に対して説明するために行われるのが環境報告となります。そのため、環境報告は、事業活動全体のうち、環境の視点から抽出された影響や活動に関して、関連する経済及び社会的側面の情報も含めた環境情報に基づき、行われるものであるといえます。

図 1 事業活動に関する情報と環境報告との関係イメージ



2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって

環境省では、「環境報告書ガイドライン」を策定する等、さまざまな形で環境報告書の普及促進を図ってきました。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者*等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号：環境配慮促進法、平成 17 年 4 月施行）の制定などにより、事業者による環境に配慮した事業活動と環境報告書の作成・公表を促進しています。

(1) 本ガイドラインの対象について

本ガイドラインは、環境報告書で環境報告を行う全ての事業者に参加となるよう作成されていますが、特に上場企業や従業員 500 人以上の非上場企業等の大規模事業者を対象としたものとなっています。大規模事業者が環境報告を実施するにあたって、本ガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ、できるだけ質の高い環境報

告を行うことが期待されます。また、環境報告を始めたばかりの事業者やこれから始める事業者にとっても分かりやすいガイドラインであるように、基本となる部分を明確にした記載にもなっています。

(2) 2012年版の改訂ポイントについて

今回の主な改訂ポイントは、以下のとおりです。

- ① 環境報告の実施に当たり基本となる重要な事項を「環境報告の基本指針」として明確にした。
- ② 環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直した。
- ③ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する記述情報を大幅に追加した。
- ④ KPI (Key Performance Indicators : 主要業績評価指標) を定義した。
- ⑤ 環境報告の概要として「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」の記載事項を見直した。
- ⑥ ウェブなど ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) を利用した際の留意事項等を追加した。
- ⑦ 重要な課題や事業機会やリスクに関する記載事項を、関連箇所に挿入した。
- ⑧ 経済的側面の状況及び社会的側面の状況の考え方の整理をし、各情報を記載事項として示した。
- ⑨ 環境パフォーマンス指標の一つに、災害・事故等の発生を考慮して有害物質等の漏出等に係わる情報を追加した。
- ⑩ 地域情報など、より詳細な情報の報告の考え方を整理した。
- ⑪ 生物多様性の保全等に関する情報・指標を充実させた。

第一部 環境報告の考え方・基本指針

第1章 環境報告の考え方

1. 環境報告とは何か

(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するものです。

この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

なお、環境報告を実施するにあたっては、このガイドラインに記載した一般原則等に則り、総合的かつ体系的に記述する必要があります。

(2) 環境報告の基本的機能

環境報告には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

2. 環境報告と環境配慮経営

(1) 環境報告と環境配慮経営

環境報告において、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を記述することにより、環境配慮経営の状況を適切に利用者に伝えることが可能となります。

このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

解説

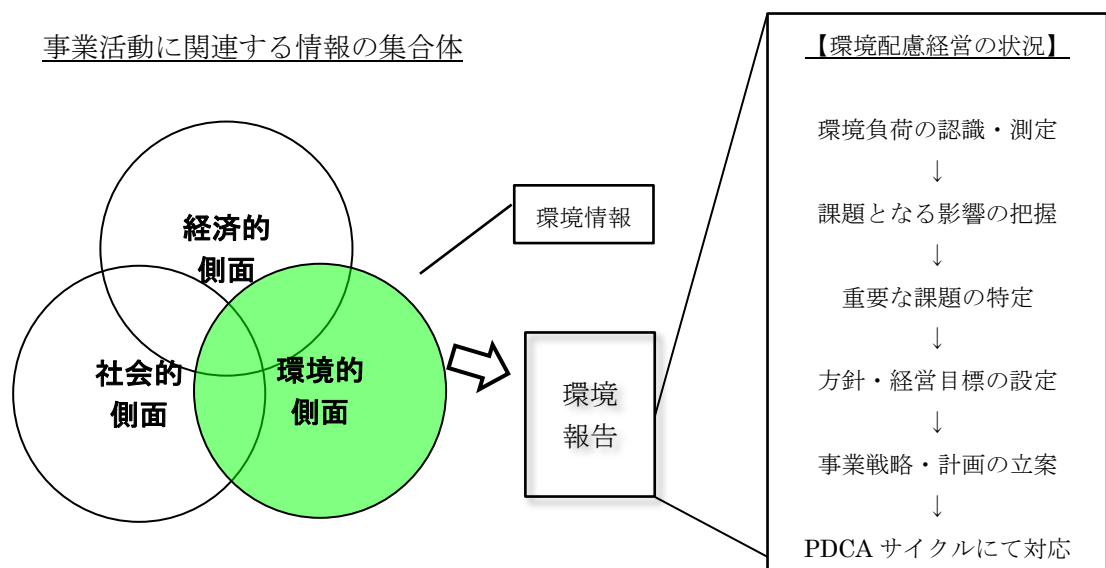
環境配慮経営は、事業活動のうち環境の視点から抽出される活動の集合体とも言えます。つまり、実際に認識・測定された環境負荷（自然資源の利用を含む）に対して、事業上の課題となり得る影響を把握し、重要な課題を特定して、その課題に経営活動の中で目標・指標等を設定し、計画的にPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルにて対応していく、この一連の行為がまさに環境配慮経営であると考えられます。

事業活動に伴って発生する環境への影響には、自らが起因となって発生した環境負荷による外部への影響、及び社会全体で発生した環境負荷による自らへの影響が含まれます。また、環境への影響は直接的なものと、例えば、使用段階における環境負荷など他者等を介して発生する間接的なものがあります。さらに、配慮される影響は環境的側面のみならず、環境に関連する経済的側面や社会的側面の影響も含まれることが望まれます。

そのため、環境配慮経営の実践においては、原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体を広く視野に入れて、環境への影響及び関連する経済・社会的影響を削減・管理することで、社会経済の持続可能な発展に貢献していくことが肝要です。

そして、事業者は、本ガイドラインに則り、環境報告を実施することにより、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を説明することによって、環境配慮経営における一連の行為の状況を利用者に伝えることができますようになります。

図 2 環境配慮経営と環境報告の関係イメージ



(2) 環境配慮経営の方向性

環境配慮経営は、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接に関わることから、事業活動に一体的に組み込まれて戦略的に展開される傾向が強くなっています。各事業者が環境配慮経営を実践して行く上で、今後の重点事項としては、以下の5つが挙げられます。

- ① 経営責任者のリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ ステークホルダーへの対応
- ④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避
- ⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

なお、事業者が従業員や取引先の協力を得ながら、これらの重要事項を継続的かつ確実に実践していくためには、そのための「組織体制とガバナンス」の構築が必要です。

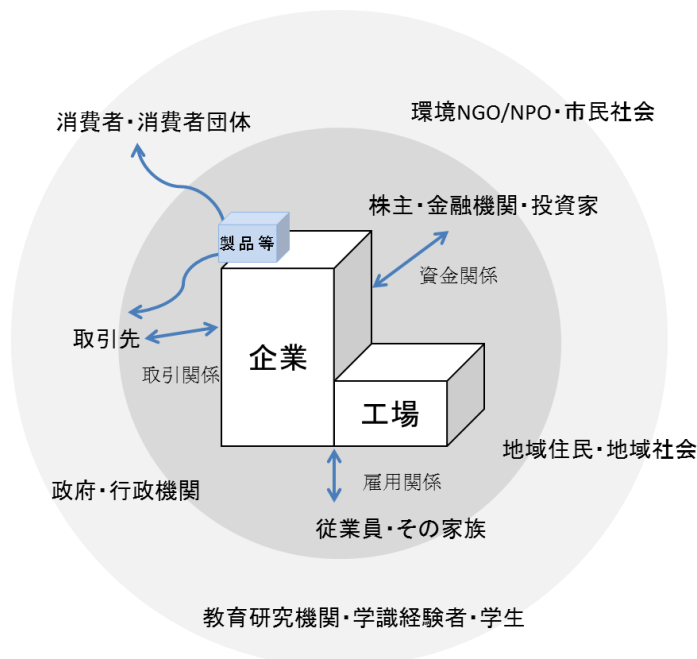
※①～⑤の各項目の説明は、次ページに記載しています。

3. ステークホルダーと環境報告

ステークホルダーとは、事業者やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループであり、事業者にとって利害関係を有する個人又はグループをいいます。これらの利害関係者としては、消費者、投資家、取引先、従業員、地域社会、行政機関等が考えられます。

事業者は説明責任を果たすため、環境報告により環境情報をステークホルダーに提供します。また、ステークホルダーは環境報告を利用することにより、さまざまな意思決定や判断に必要な情報を入手することができます。

図 3 ステークホルダーとの関係イメージ



解説：環境配慮経営の重要な事項

① 経営責任者のリーダーシップ

事業者が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営責任者のリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社のかつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営責任者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強いリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境配慮志向へ変容させる必要があります。その結果、環境配慮的な原材料調達や環境配慮型製品・サービスの市場供給等によって、社会全体の環境負荷低減に貢献することが可能になります。そのためには、事業戦略に環境配慮の考え方を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

③ ステークホルダーへの対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化して、事業に影響する課題を特定することが困難になる状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に理解するように努め、何が重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に活かしていくことが必要です。

④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質*などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源消費と環境負荷の実態を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことにも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、事業者の持続可能性にとって深刻なリスク要因にもなる可能性があります。また、社会全体としても、経済成長が資源・エネルギー利用と環境負荷の増大に結びつかないようにすることが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、事業者は事業活動において、自然資源の持続可能な利用と、より少ない資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組み、持続可能な成長を目指していく必要があります。

第2章 環境報告の基本指針

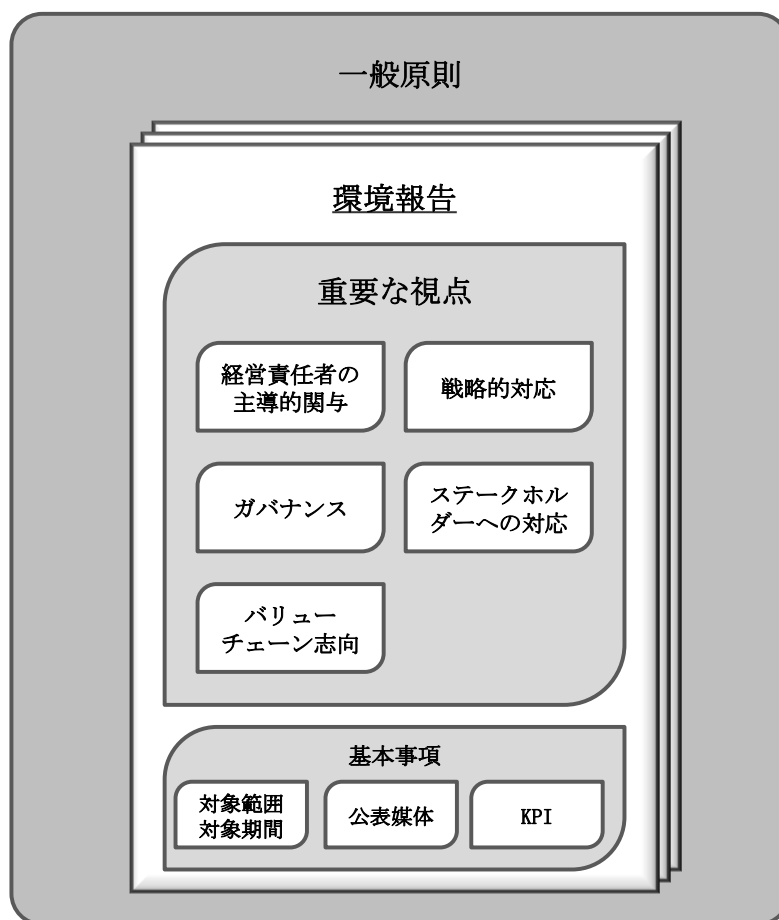
環境報告の開示内容は、事業者の組織形態、業種、規模、事業内容によって、それぞれ異なるのが一般的です。そのため、環境報告の公表媒体、様式、記載事項は、事業者が自らの判断で決定しなければなりません。その判断の規準となるのが環境報告の基本指針です。この基本指針は、一般原則、重要な視点、基本事項から構成されています。

一般原則は、「利用者にとって有用な環境報告が備える情報の特性」を示しており、これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となります。

重要な視点は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイントを提示しています。

また、環境報告を実施する上での基本事項は、「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」を示しています。

図4 環境報告の基本指針



1.環境報告の一般原則

以下に示す「環境報告の一般原則」は、環境報告の基礎的な前提条件となるものであり、これらの一般原則に合致しない場合は、環境報告に期待される機能を果たすことができません。

原則1 目的適合性

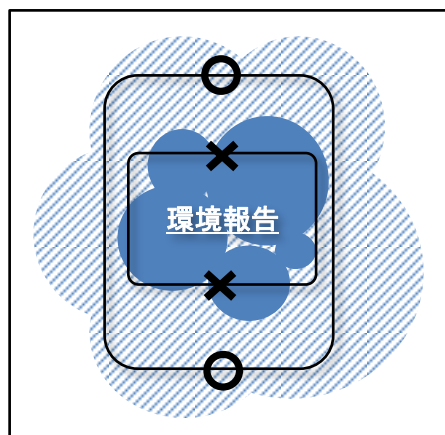
環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があるとして判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

解説：

環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告が提供する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、一般的に、利用者が知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」になります。

事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断します。

図5 目的適合性のある情報と重要な情報及び環境報告との関係



×のついた環境報告は、重要な情報（●の部分）が欠落しているケース。

○のついた環境報告は、すべての重要な情報を網羅しているケース。

なお、目的適合性のある情報（▨の部分）だが、上の環境報告の対象にしない部分については、ウェブの環境情報データ集に記載するなどの工夫が必要です。

原則2 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）、それらの情報に偏りが無いこと（中立性）、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りがないこと（合理性）が必要です。

解説：

完全性とは、環境報告が「表現の忠実性」に不可欠な情報を網羅することであり、完全性のある環境報告を作成するためには、利用者に環境報告の対象事象について正しく

理解させるのに必要な情報をすべて開示しなければなりません。

中立性のある情報とは、偏りのない情報です。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。

合理性とは、環境報告の対象事象を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順通りに適用することを求める要請です。

原則3 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基礎となる情報を提供することが望まれます。

解説：

比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報が必要です。そうした基礎情報として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている指標等の採用が有効です。

また、数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法や算定範囲及び係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。

原則4 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連付け、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

原則5 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

原則6 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

2.環境報告の重要な視点

環境報告の重要な視点は、環境配慮経営の方向性（p.6参照）にある5つの重点事項うち①～④の事項と、その継続的かつ確実な実行を担保するための「組織体制及びガバナンス」により構成されます。

重要視点1 経営責任者の主導的関与

経営責任者には、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況について、社会に対して説明する責任があります。その責任を環境報告によって果たす場合、経営責任者は、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言することが求められます。

解説：

自然環境は、社会全体で共有する公共財なので、経営責任者には、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組状況を、社会に対して説明する責任があります。この説明責任を果たす上で、環境報告は重要なツールになっています。

経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行をステークホルダーに向けて明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められています。

重要視点2 戦略的対応

環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明することが求められます。

解説：

気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、事業活動にとってリスク要因となるだけでなく、その課題に対応する環境配慮型製品・サービス市場の出現によって、機会要因ともなります。

このような状況で、リスクと機会に対する対応が事業戦略に組み込まれる場合は、全社的な環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、関連する戦略的対応の内容を説明する必要があります。

戦略的対応の内容については、次のような情報が含まれます。

- ✓ 事業戦略に影響を与えている重要課題
- ✓ リスクと機会の内容と事業活動への影響
- ✓ 事業戦略による対応の内容と期間
- ✓ 事業戦略の成否に関する将来見通し

また、戦略的対応の内容を正確に伝えようとするれば、そうした変化に関する事業活動の背景情報と関連付けて説明することが肝要です。

重要視点3 組織体制とガバナンス

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されることを示すために、組織体制及びガバナンスの状況について説明することが求められます。

解説：

環境報告では、環境配慮等の取組を実行するための組織体制について、説明することが必要です。その際に、この組織体制が健全かつ効率的に機能する上での基礎となるガバナンスの状況を明らかにしなければなりません。

例えば、次の情報は、環境配慮等の取組を実行するための組織体制に関するガバナンスの状況を知る上で重要となります。

- ✓ 組織体制における最高責任者
- ✓ 権限と責任の状況
- ✓ 報酬や業績評価等のインセンティブ・システム
- ✓ 全社的な経営組織におけるガバナンス構造

なお、ガバナンスには環境報告を行う組織の内部統制も含まれます。

重要視点4 ステークホルダーへの対応

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に立案されていることを示すために、事業者のステークホルダーへの対応状況を明らかにすることが求められます。

解説：

ステークホルダーへの対応は、環境配慮経営上の重要な課題を特定するのに有効な方法であり、その結果を踏まえて効果的な取組方針を立案するための前提条件です。

ステークホルダーへの対応は、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーへの関与能力を向上させて、その要請を事業活動や意思決定に反映させるための一連の組織的な行動プロセスです。通常は主要なステークホルダーごとにいくつかの対応チャンネルが設けられており、単なる情報伝達だけでなく、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態をとって実施されるのが一般的です。

こうしたステークホルダーへの対応状況は、環境報告の利用者が事業者の環境配慮等の取組方針を評価する上で有力な支援情報となります。

重要視点5 バリューチェーン志向

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を明らかにするために必要な範囲で、バリューチェーンにおける環境負荷等の状況や環境配慮等への取組状況に関する情報を、開示することが求められます。

解説：

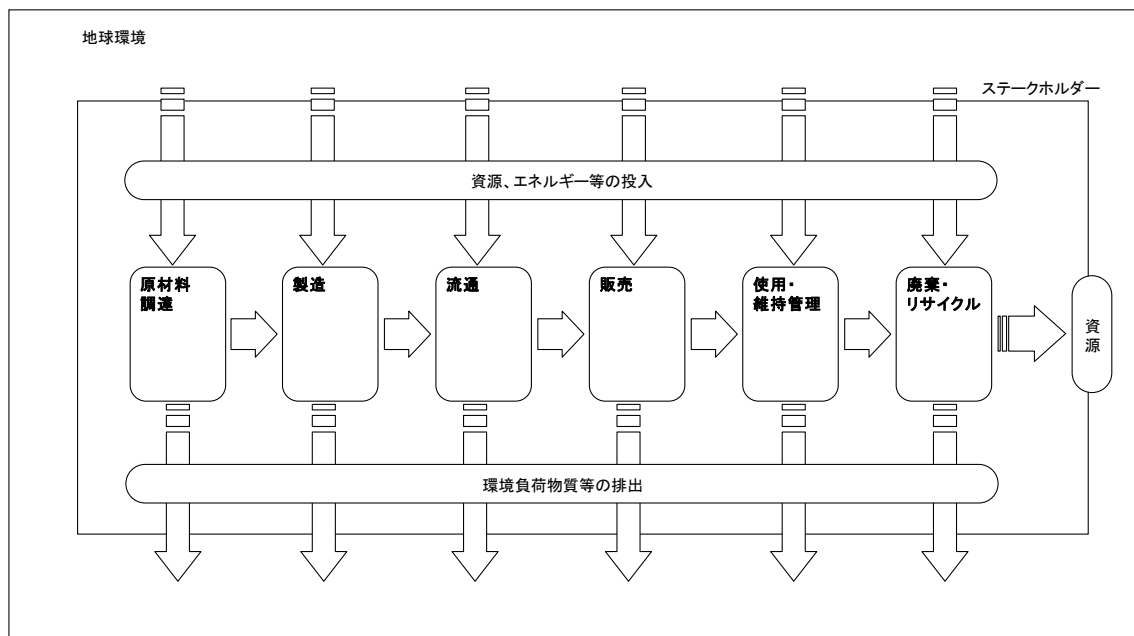
規制コストによるリスク要因や環境配慮型製品・サービス市場の出現による機会要因が、バリューチェーンで発生する可能性が大きくなっています。こうした状況下で、バリューチェーン全体を視野に入れた情報開示が必要になることがあります。

バリューチェーン志向の環境報告においては、環境配慮経営の戦略的な推進状況を評価する上で、次のような情報が有用です。

- ✓ バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績
- ✓ グリーン購入や環境調達・CSR 調達の状況
- ✓ 環境配慮型製品・サービスの開発状況、販売実績、削減貢献
- ✓ 外部委託した輸送の状況
- ✓ その他の間接的な資源・エネルギー消費の状況

また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させる場合は、こうしたトレードオフへの配慮状況について説明することが望まれます。

図6 バリューチェーン全体と環境負荷等の関係



3.環境報告を実施する上での基本事項

環境報告を実施する上での基本事項は、環境配慮経営の実態をより客観的に情報利用者に伝え、かつ利用されることを目的として記載する際に重要となる記載事項全体に係わる留意点です。

基本事項1 対象範囲と対象期間の明確化

環境報告では、対象とする組織の範囲及び報告の対象期間を適切に決定し、これを明記することが必要です。

解説：

環境報告の対象組織は事業者が経営する企業組織全体です。事業者が企業集団を形成している場合は、対象組織の範囲を財務会計の集計範囲に準じて連結決算対象組織全体とし、その旨を明記することが基本です。

対象組織の範囲が連結決算対象組織全体ではない場合や個々の記載事項で対象組織の範囲が異なる場合は、まず環境報告の対象組織の範囲を明確にし、それと異なる範囲を明記することが必要です。さらに、各開示範囲が全社的な環境負荷等のうちどの程度をカバーしているかについて、おおまかな目安（捕捉率）を開示することも有用です。

また、適時性の観点から、環境報告は、少なくとも年一回、定期的に行うことが重要です。環境報告の対象期間は、財務会計の決算期間と一致していることが望ましいのですが、それと異なる場合は、その対象期間を明記して下さい。

基本事項2 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性と理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択することが必要です。複数の公表媒体を併用する場合は、全体構成と個々の公表媒体の位置関係がわかるように説明し、各公表媒体間の相互参照が容易になるような工夫が望まれます。

また、ウェブを公表媒体として選択する場合は、環境報告へのアクセスの容易さ、情報の一覧性、規則的な情報の階層化等を勘案して、適切に環境報告を構成することが求められます。

解説：

公表媒体の選択に際して、複数の公表媒体を併用する場合は、まず環境報告の全体構成を明示し、その中における個々の公表媒体の位置付けがわかるように説明すると共に、各公表媒体間の相互参照が容易になるような開示上の工夫をすることが望まれます。

また、公表媒体として、ウェブを選択する場合は、次の点に留意することが必要です。

- ✓ 環境報告へのアクセスが容易であること
(トップページから、迷うことなく円滑に環境報告へ辿り着ける)
- ✓ 情報に一覧性があること
(サイトマップ等を活用して、環境報告の全体構成が一覧できるようにする)
- ✓ 階層化された情報に規則性があること
(環境報告の目次における大項目・中項目・小項目などの情報の階層構造が、ウェブのディレクトリ構造にも反映されるように構成する)

基本事項3 KPIの開示

環境報告では、可能な限り数値情報を活用して、記述情報の信頼性を高める工夫が必要です。とくに、環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、社会に対する説明責任に配慮して、KPIを適切に決定し、これを開示することが求められます。

解説：

KPI (Key Performance Indicators) は、環境配慮経営における重要課題について、環境配慮等の取組状況や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような定量的指標であり、一般に「主要業績評価指標」と呼ばれています。

KPIは、環境配慮経営の重要な成果を反映し、事業者の社会に対する説明責任を果たす上で必要な個々の目標達成度を表すことができる指標でなければなりません。

KPIの開示方法には、総量（実数値）と原単位や環境効率等の関係比率がありますが、いずれが適切かは環境報告の目的から判断して決定すべきで、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。また、総量と原単位を併記したり、温室効果ガスのようにスコープ別に区分表示することが有用な場合もあります。

KPIを開示する場合は、利用者の理解を容易にするために、その定義、計算方法、排出係数、原データの情報源、計算の前提条件、業界標準等のベンチマーク（基準値）を併記することが望まれます。さらに、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性について記述的に説明することが効果的です。

解説：基本事項3 KPIの開示

例えば、温室効果ガスの削減戦略・目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を評価するのに、温室効果ガス排出量（総量）は有用なKPIです。これを、必要に応じて、事業活動から直接的に発生する排出量（スコープ1）、電力等のエネルギー購入によって間接的に発生する排出量（スコープ2）、バリューチェーンで間接的に発生するその他の排出量（スコープ3）に区分表示したり、または原単位指標のような生産量や売上高等の産出指標との関係比率に加工して開示することがありますが、いずれが適切なKPIかは環境配慮経営の実態開示という環境報告の基本目的から判断して決定すべきで、環境配慮経営の戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

ただし、自然環境という公共財を使用することに付帯する説明責任を果たすためには、環境負荷の状況を排出量の総量で表示することが基本であり、区分表示や原単位指標等の関係比率（環境効率）は、総量に併記する形式で開示することが望まれる開示方法です。

また、KPIは、その性格上、事業活動の規模・内容に応じて、事業者ごとに異なるのが一般的です。そのため、業界ごとに一定の指標が存在する場合も少なくありません。本ガイドラインでは、環境配慮経営の状況を説明するために有用なKPIとして、第6章に代表的な数値情報を「記載する情報・指標」として提示しています。これらはいずれも、すべての事業者に共通して有用と考えられる指標ですが、事業者の属する産業部門や事業活動の実態から判断して、適用できなかつたり、追加すべき指標があったりすることも事実です。最終的に事業者がKPIを設定するに際しては、比較可能性をより発展させるためにも、環境政策や業界で利用する目標等との整合性についても勘案していくことが期待されます。

第3章 環境報告の記載枠組み

■環境報告の全体構成

環境報告の記載項目は、概ね以下の順序にて構成されます。

1. 報告にあたっての基本的要件
2. 経営責任者の緒言
3. 環境報告の概要
 - ・ 環境配慮経営等の概要
 - ・ K P I の時系列一覧
 - ・ 個別の環境課題に関する対応総括
4. マテリアルバランス
5. 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況
6. 事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況
7. 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
8. その他の記載事項等

「7. 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」は、5及び6に記載した環境負荷及び環境配慮等の取組状況との関連に留意して記載します。

なお、事業特性等に応じて内容が異なる事業者固有の記載事項に関しては、記載に当たって創意工夫が望まれます。

第二部 環境報告の記載事項

環境報告における情報・指標の分類

- (1) 本ガイドラインの第二部で示した5分野40項目の記載事項は、環境報告の代表的な情報・指標です。
- (2) そのうち、事象者が説明責任を果たす上で、全ての事業者に通じて重要性があると考えられる事項を、各項目において「①記載する情報・指標」として「ア.～」 「イ.～」 「ウ.～」・・・で表記しています。
- (3) 「①記載する情報・指標」に記載された事項の中で、「該当しない」「存在しない」等の理由で記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。
- (4) また、報告対象とする情報利用者の種類、事業者の業種や事業・地域特性等により、重要性があると考えられる情報・指標に関しては、「②重要性がある場合に記載する情報・指標」として「A) ～」「B) ～」「C) ～」で表記しています。
- (5) さらに、「①記載する情報・指標」及び「②重要性がある場合に記載する情報・指標」のそれぞれにおける例示項目を「・～」で表記しています。
- (6) これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

(注)

- ① 情報・指標の記載にあたっては、必要に応じて国内・海外に分けて記載することが望まれます。
- ② 算定式や単位は一般的なものを記載していますが、実務上で用いられている算定式や単位で記載することができます。また、算定に用いた算定式や係数等を記載することが必要です。
- ③ 本ガイドラインは環境報告の項目立て及び各項目の情報・指標の記載の仕方や順番を規定するものではありません。記載する情報・指標の内容が重複する場合は、項目毎に記載する必要はなく、まとめて記載することができます。
- ④ これらの情報・指標のうち、地域別・事業所別情報やその他内訳情報など、より詳細な情報に関しても、利用者の情報ニーズや利便性などを勘案し、巻末や環境情報データ集などにおいて、継続して記載していくことが望まれます。

第4章 環境報告の基本的事項

1. 報告にあたっての基本的要件
 - (1) 報告対象組織の範囲・対象期間
 - (2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異
 - (3) 報告方針
 - (4) 公表媒体の方針等
2. 経営責任者の緒言
3. 環境報告の概要
 - (1) 環境配慮経営等の概要
 - (2) K P I の時系列一覧
 - (3) 個別の環境課題に関する対応総括
4. マテリアルバランス

1. 報告にあたっての基本的要件

環境報告を利用者が利用するに当たって前提として理解しておくべき基本的な要件に関して、環境報告書の冒頭など特定の分かりやすい場所に記載します。具体的には、報告対象組織の範囲（捕捉率等を含む）、報告対象期間、報告方針、公表媒体の方針等を記載します。

(1) 対象組織の範囲・対象期間

【基本事項1】

環境報告の対象とした組織の範囲（対象範囲）及び対象期間について、記載します。
なお、対象範囲や対象期間を変更した場合には、その旨及び前回の報告との範囲の違いや変更による影響を記載する必要があります。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告対象組織
- イ. 報告対象期間
- ウ. 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 報告対象組織を変更した場合には、範囲の違い
- B) 報告対象期間を変更した場合には、変更による影響

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、その異同が分かるように、報告対象とした工場・事業所・子会社の範囲（名称及び数）等を記載します。（① ア）

(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異

【基本事項1】

報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、対象範囲の決定方針や、報告対象組織及びその環境負荷が事業全体の環境負荷等の内どの程度を占めているかを利用者に伝えるために、事業者が独自に工夫してその捕捉率等を記載します。

報告対象期間が財務会計の決算期間と異なる場合には、その差異について明記する必要があります。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲の決定方針
- イ. 報告対象組織の事業全体（連結決算対象組織全体）に占める環境負荷等の割合（「捕捉率」）又は報告対象組織に係わる経営指標等
- ウ. 報告対象期間の財務会計期間との差異

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 捕捉率は、基本的に環境負荷により算定することが望まれます。（① イ）
- (ii) 環境負荷の捕捉率が合理的に把握できない場合は、捕捉対象の環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷に占めるおおよその割合又は開示した環境負荷の範囲に合致した報告対象組織の経営指標等を記載します。（① イ）

捕捉率及び経営指標等の例

$$\frac{\text{報告対象組織の温室効果ガス排出量}}{\text{連結決算対象組織全体の温室効果ガス排出量（トン）}}$$

(注) エネルギー使用量や事業内容によっては、電力消費量等把握の容易なもので代替することも考えられる。

$$\frac{\text{報告対象組織の資源投入量}}{\text{連結決算対象組織全体の資源投入量（トン）}}$$

このほかに、次のような経営指標等も考えられます。

$$\frac{\text{報告対象組織の売上高　もしくは　生産高（施工高）}}{\text{連結決算対象組織全体の売上高　もしくは　生産高（施工高）}}$$

(注) 総資産高や従業員数（職員数）等で代替することも考えられる。

(3) 報告方針

【一般原則】

環境報告の一般原則を具備するために、事業者がその報告において採用した方針等について記載します。また、環境報告を複数の報告書において実施している場合、公表形式間の関連性について記載します。さらに、環境報告書の作成に当たり準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等についても付記します。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告において採用した方針等に関する事項（記載事項の決定過程や他の報告との関連性など）
- イ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) ステークホルダーからの意見や質問を受付け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段
- B) 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 記載事項の決定過程は、重要性の判断根拠や重要な情報が網羅的に記載されていることが分かるように記載します。（① ア）

(4) 公表媒体の方針等

【基本事項2】

冊子・印刷物、ウェブ（URL）での公開等の複数の公表媒体により環境報告を実施している場合には、各公表媒体における掲載等に関する方針を記載します。また、公表媒体毎に環境報告の入手や閲覧の方法、作成部署及び事務連絡先、発行年月日等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項（環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど）
- イ. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法（冊子等の入手方法、ウェブサイトのURLなど）
- ウ. 作成部署及び事務連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
- エ. 環境報告書の発行日
- オ. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 報告対象期間内もしくは期末日以降において、環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称、発行日及び入手や閲覧の方法
- B) 環境情報に関連する主な公表資料の一覧（その概要や入手方法も含む）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 主要な公表媒体としてウェブを選択した場合、冊子による環境報告書と同様に「環境報告の基本的事項」（報告対象組織の範囲、報告対象期間、報告方針等）の記載が必要となります。（① ア）
- (ii) 第2章に記載したとおり、ウェブを利用した場合には、アクセスの容易性、情報の一覧性、階層化された情報の規則性などに留意して記載します。（① ア）
- (iii) ウェブを利用した場合であっても、環境報告の対象年度及び発行日が明確になるようにする必要があります。また、一括でダウンロードできるなどし、利用者が一覧性のある報告書を容易に入手できるような工夫も必要です。（① イ）

2. 経営責任者の緒言

【重要視点1】

経営責任者の緒言の中において、経営責任者自らの言葉で、環境配慮経営の重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言（コミット）します。

このコミットメントにおいて、KPIなどを交えて具体的に取組方針を記載する必要があります。また、ビジョン、経営戦略における位置付け、取組の現状認識や評価等を総括的に盛り込むことが望まれます。

① 記載する情報・指標

- ア. コミットメント（取組方針の実行についての明言）
- イ. 経営責任者による重要な課題及び取組方針の説明、並びに署名

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 中長期ビジョン
- B) 経営戦略における位置付け

【記載にあたっての留意点】

- (i) KPIなどの数値情報を含め、客観的な目標や取組の内容をコミットメントに含めることが求められます。（① ア）
- (ii) 自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等に応じた適切かつ具体的なものである必要があり、単なる一般論や環境報告の概要を述べるだけでは不十分です。（① イ）

3. 環境報告の概要

報告対象期間における環境配慮経営の状況を概括的に示すために、「環境配慮経営等の概要」、「KPIの時系列一覧」及び「個別の環境課題に関する対応総括」により、総括的に説明します。

(1) 環境配慮経営等の概要

事業の概要で経営全体の概要を示した上で、事業の概要との関連に留意して、主として全体的な環境配慮経営等の概要を簡潔に記載します。その際、経営指標とKPIとの関係を示したり、時系列で環境負荷の状況を併記して、その分析結果やセグメント別（事業や地域）の内訳を示したりすることも有用です。

① 記載する情報・指標

ア. 事業の概要

- ・ 主たる事業の種類（業種・業態）
- ・ 従業員数
- ・ 主要な製品・サービスの内容（事業分野やセグメントなど）
- ・ 業績等

イ. 環境配慮経営の概要

- ・ 重要な環境課題、ビジョンや事業戦略、主な対応や今後の方向性など
- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 期中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化
- B) 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数
- C) 本社・主要な工場・事業場の所在地
- D) 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 事業の概要は、報告対象期間の事業概況に関して、環境配慮経営の全社的な位置付けを示すため必要となる総資産、売上高、損益額、生産額、付加価値額等の経営指標を用いて、その概要を説明します。（① ア）
- (ii) 「環境配慮経営の概要」は、主として環境マネジメント等の環境配慮経営の状況（第5章）に関して、重要な課題や中長期的な目標への対応、当期のトピックス等が利用者に概括的に分かるように、簡潔に記載します。（① イ）
- (iii) 経営指標については、概ね過去5年間を記載します。なお、「環境配慮経営等の概要」では図表等を用いて記載し、数値情報は巻末等に経営指標一覧として記載することも可能です。（① ア、イ）
- (iv) 合併、分社化、子会社や事業部門の売却、新規事業分野への進出、工場等の建設等により、環境負荷に大きな変化があった場合にはその事実と影響等に関して記載します。（② A）

(2) KPIの時系列一覧

【基本事項3】

事業者が設定した KPI (Key Performance Indicators : 主要業績評価指標) について、概ね過去 5 年間を一覧にて記載します。また、中長期における KPI の目標値を併記し、その進捗状況などを併せて記載することも有用です。

なお、KPI については、事業者固有の状況に応じて、第 6 章「①記載する情報・指標」等に記載した数値情報を参考に、適切に設定してください。

① 記載する情報・指標

- ア. KPI (概ね過去5年分)
- イ. KPIに関する補足情報

- ・ KPIの集計範囲 (バウンダリ)
- ・ 総量及び原単位の区分

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 中長期における KPI の目標値と達成状況

- ・ 中長期目標値 (制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期)
- ・ 基準とした時期のデータ
- ・ 目標の対象期間末までの達成状況

- B) その他、KPI に関連する補足情報

- ・ 集計範囲、算定方法を変更した場合、その旨

【記載にあたっての留意点】

- (i) 「個別の環境課題に関する対応総括」との関連に留意して、記載します。(① ア)
- (ii) KPI を図やグラフ等により記載する場合には、利用者によるデータ利用の利便性を踏まえて、表形式の数値情報を巻末等に記載することが必要です。(① ア)
- (iii) 取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期 (暦年又は年度等) の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。(② A)
- (iv) 集計範囲、算定方法の変更による影響が重要な場合には、その旨と影響を付記する必要があります。(② B)

解説

実務では、多数の環境パフォーマンス指標 (EPI) により目標管理している場合がありますが、それらの中から事業者の特性や重要な環境課題に適合した主要なパフォーマンス指標 (KPI) により重点的に目標管理していくことが望まれます。

「KPIの時系列一覧」は、事業者における重要な課題への対応状況を、KPIを元に時系列で比較するのに有効です。ただし、重要な環境負荷やその他目標値の判断については、業種特性や事業規模等による違いがあり事業者間の比較は容易でないことが想定されますし、ステークホルダーによっても判断基準が異なります。

より正確なKPIに関する理解を促進するためには、補足情報も含めた開示が必要であり、また環境報告の利用者も、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意することが必要です。

参考

表形式で開示する場合には、以下の様式例を参考に記載してください。

【様式例 1】（目標値を記載しない場合）

重要課題（例）	K P I（例）	集計範囲	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
気候変動への対応	温室効果ガス総排出量	1					
水資源の持続可能な利用	水資源再生利用率	2					
廃棄物の適正処理	廃棄物等総排出量	3					
：	：						

(注) 範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

(注) ○年度において、×××に関わる算定方法を変更している。

(注) ○年度において、×××に関わる集計範囲を変更している。

【様式例 2】（目標値等を記載する場合）

重要課題（例）	K P I（例）	集計範囲	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	目標値 (○年度)	進捗評価と 今後の取組
気候変動への対応	温室効果ガス総排出量	1							
水資源の持続可能な利用	水資源再生利用率	2							
廃棄物の適正処理	廃棄物等総排出量	3							
：	：								

(注) 範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【記載にあたっての留意点】

- (i) 重要な課題及び KPI については、各社で設定したものを記載します。
- (ii) 集計範囲には、（1 連結、2 主要な子会社及び事業所、3 自社のみ）などの区分により、報告対象組織の範囲を記載します。
- (iii) パターン 2 のように、目標値及び進捗評価等を付すことにより、中長期の趨勢を示すことができます。

(3) 個別の環境課題に関する対応総括

個別の環境課題のうち、特に重要な環境課題への報告対象期間における対応状況について、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルの取組状況が分かるように、一覧表形式で総括して記載します。また、環境課題に関連する財務影響等を含めて作成することも有用です。

なお、中期目標及びその推移、基準とした期のデータを示すことも可能です。

① 記載する情報・指標

ア. 個別の環境課題について、環境配慮の取組方針に対応した戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び改善策等の総括

イ. 数値情報に関する補足情報

- ・ 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- ・ 数値情報の算定方法（計算方法、係数など）
- ・ 第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 個別の環境課題への対応に関するその他の情報

- ・ 算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- ・ 報告対象期間における特徴的な取組
- ・ 前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

B) 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- 個別の環境課題に関する事項に関して、重要な環境課題に関連するものを総括的に記載します。なお、詳細な記述情報については、利用者が関連ページを参照できるようにすることが望まれます。（①ア）
- 環境負荷等の数値情報には、基本的に総量及び必要に応じて原単位を記載する必要があります。また、KPIは明示するとともに、「KPIの時系列一覧」との整合性に留意して記載します。（①ア）
- 中期目標及びその推移、基準とした期のデータを示した場合には、「KPIの時系列一覧」と統合して開示する等、工夫した記載が望まれます。（①ア）
- 重要な課題に関連する財務的な影響がある場合には、関連する財務数値（環境会計情報等）を記載したり、事業上の機会やリスクに関連する情報や将来予測に資する情報を併せて記載したりすることが望まれます。（①ア）
- 数値情報は図表等を用いて記載することも可能です。その場合には、利用者によるデータ利用の利便性を踏まえて、表形式の数値情報を巻末等に記載することが必要です。（①ア）

参考

報告対象期間における個別の環境課題に関する対応状況を示す場合には、以下の様式例を参考に記載してください。とくに、PDCA サイクルの各段階での取組を整理して開示するには、有用です。なお、詳細な記述情報については、関連ページを示して省略することも可能です。

【様式例 1】（財務影響等を記載しない場合）

重要課題（例）	戦略・計画・ 当年度の取組	環境負荷量等（例）	範囲	目標値 （〇年度）	実績 （〇年度）	分析・ 評価	次年度の 取組・ 将来見通し	関連 ページ
気候変動への対応		温室効果ガス総排出量	1					
		温室効果ガス排出原単位	1					
水資源の持続可能な利用		水資源再生利用率	2					
		水資源投入量	2					
廃棄物の適正処理		廃棄物等総排出量	3					
：		：						

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【様式例 2】（財務影響等を記載する場合）

重要課題（例）	戦略・計画・ 当年度の取組	環境負荷量等（例）	範囲	目標値 （〇年度）	実績 （〇年度）	分析・ 評価	財務 影響等	次年度の 取組・ 将来見通し	関連 ページ
気候変動への対応		温室効果ガス総排出量	1						
		温室効果ガス排出原単位	1						
水資源の持続可能な利用		水資源再生利用率	2						
		水資源投入量	2						
廃棄物の適正処理		廃棄物等総排出量	3						
：		：							

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【記載にあたっての留意点】

- (i) KPI については、印を付すなどして明示します。
- (ii) 集計範囲には、（1 連結、2 主要な子会社及び事業所、3 自社のみ）などの区分により、報告対象組織の範囲を記載します。
- (iii) 数値情報の補足情報を明記する必要があります（次頁参照）。
- (iv) パターン 2 のように、財務的な影響等を付すことにより、環境負荷や環境配慮の取組と財務情報を関連付けて伝えることが可能となります。

数値情報に関する補足情報（共通事項）

数値情報に関する補足情報については、基本的に以下の点に留意して記載します。なお、これらの事項は関連する数値情報に併記又は関連付けて記載される必要がありますが、「個別の環境課題に関する総括」や巻末等にまとめて記載することも可能です。

各記載項目においては、とくに記載が必要な補足情報について明記しています。

① 記載する情報・指標

- ア. 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- イ. 数値情報の算定方法（算定式、係数など）
- ウ. 第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 数値情報の集計範囲に関する差異
- B) 集計範囲、算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- C) 法令等で国等に報告している数値との差異
- D) 原データの情報源（関連する情報の掲載箇所など）
- E) 事業・地域・活動範囲別等の内訳情報

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 集計範囲・算定方法等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用します。（① ア、イ）
- (ii) 数値情報の算定方法は、算定方法の選択適用の余地がない場合においては、記載は不要です。（法規制等によって、算定方法が明確な場合など）（① イ）
- (iii) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所については、明記します。（① ウ）
- (iv) 個々の数値情報の集計範囲が、基本的要件として記載した報告対象範囲（捕捉率等を含む）と重要な差異がある場合には、その差異（採用した範囲、相違する理由など）について説明します。（② A）
変更による影響の算定が実務上不可能な場合には、その理由、算定方法の適用方法及び適用開始時期について、記載します。（② B）
- (v) 法令等により国等に報告している数値（報告数値）と記載事項との差異説明に関しても、記載することが必要です。（② C）
- (vi) 実測や直接入手した数値、推計による数値の違いが分かるように記載します。
- (vii) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。

4. マテリアルバランス

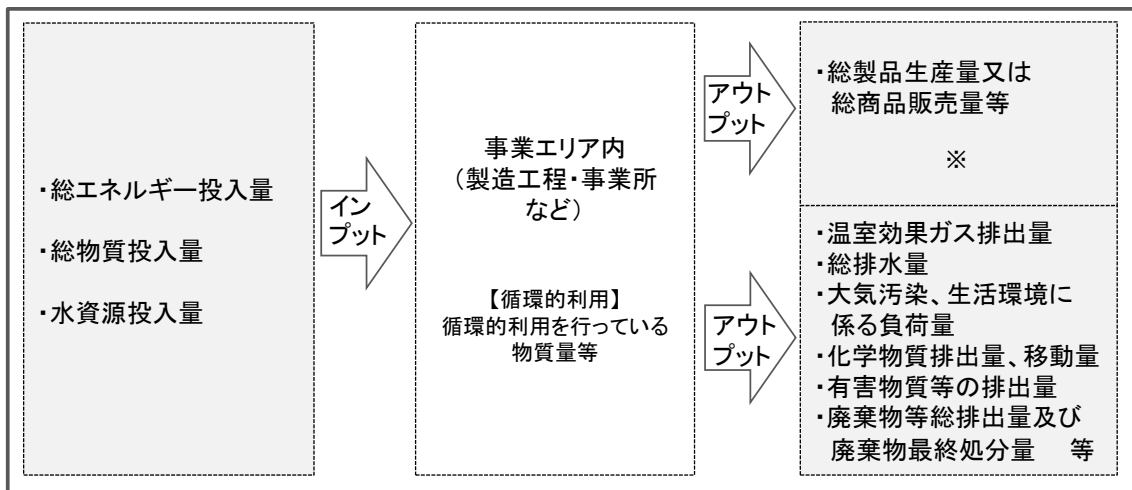
事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき事業活動による成果と環境負荷を捉えます。

総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量などのインプットの総量と、総製品生産量やサービスの提供量、各環境負荷の発生量などアウトプットの総量、及びリサイクルなど循環利用している物質の総量を記載することにより、環境負荷の発生と資源や物質等の量的バランスを概括するように記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 事業活動に伴う資源・エネルギーの投入から環境負荷物質の排出状況、製品・商品・サービスの産出・販売まで、事業活動の全体像
- イ. 総量による数値情報
- ウ. 数値情報に関する補足情報（p.29を参照）

図 8 マテリアルバランスのイメージ



※サービス業であれば、提供したサービスに関連する数値を記載することが考えられます。関連する数値には、受講した学生数、流通させた物品数、サービス提供した顧客数などが考えられます。

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載します。
- (ii) 再生可能エネルギーや環境配慮型の製品・サービスなど、環境に配慮したインプット・アウトプットに関する情報・指標を併記することも可能です。

解説

事業活動のマテリアルバランスや製品等のライフサイクル全体の環境負荷を適切に整理、把握することは、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を効果的・効率的に推進するため、さらには社会全体で地球温暖化対策を推進するとともに、物質循環を確保し、持続可能な循環型社会を形成していくためにも必要であると考えられます。

第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標

1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等
 - (1) 環境配慮の方針
 - (2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等
2. 組織体制及びガバナンスの状況
 - (1) 環境配慮経営の組織体制等
 - (2) 環境リスクマネジメント体制
 - (3) 環境に関する規制等の遵守状況
3. ステークホルダーへの対応の状況
 - (1) ステークホルダーへの対応
 - (2) 環境に関する社会貢献活動等
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況
 - (1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等
 - (2) グリーン購入・調達
 - (3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等
 - (4) 環境関連の新技术・研究開発
 - (5) 環境に配慮した輸送
 - (6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等
 - (7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル

1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等

【重要視点2】

環境配慮の取組を行うにあたって設定・立案した環境配慮の方針、ビジョン及び戦略等について、記載します。

(1) 環境配慮の方針

事業活動における環境配慮の取組を行うにあたって制定した環境配慮の方針を、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境配慮の方針

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

A) 制定した背景等に関する説明

B) 全体的な経営方針等との整合性及び位置付け

C) 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

解説

環境配慮の方針は、環境配慮経営の基本的な方針や基礎となる考え方を示すものです。そのため、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、かつ経営方針、経営責任者の緒言などと整合する形で、全従業員に浸透することを目的として制定されることが望まれます。また、事業内容や製品・サービスの特性や規模、また事業活動に伴う重要な環境負荷等に対応したものであることが必要です。

(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等

経営責任者が認識した環境配慮経営の重要な課題とその戦略的対応について、環境への影響等や規制動向等の背景情報と関連付けて、説明します。

① 記載する情報・指標

- ア. 重要な課題（環境への影響等との関連を含む）
- イ. 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画
- ウ. その他、関連して記載する事項

- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）
- ・ 規制動向等の背景情報
- ・ 事業機会とリスクの内容と事業活動への影響
- ・ 想定期間と将来見通し

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 中長期における目標値（KPI）と達成状況

- ・ 中長期目標値（制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期）
- ・ 基準とした時期のデータ
- ・ 目標の対象期間末までの達成状況

- B) その他、関連する情報・指標

- ・ ステークホルダーへの対応から重要と判断された事項
- ・ 事業・地域セグメントとの関連性

- C) 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 重要な課題については、認識した事業上の機会やリスクとの関係が分かるように、環境負荷の発生状況などに関連させて記載します。（① ア）
- (ii) 環境への影響のみならず、関連する経済・社会に係る影響やバリューチェーン全体も含め、重要な課題を網羅的に把握していることが分かるよう記載することが期待されます。（② C）

解説

重要な課題の特定の際には、以下の事項を総合的に勘案する必要があると考えられるため、勘案した内容が分かるように記載することが望まれます。

- ✓ 財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその想定期間
- ✓ 法規制等による影響及び政策と方向性
- ✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況
- ✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心
- ✓ 自然災害・事故などによる物理的影響

2. 組織体制及びガバナンスの状況

【重要視点3】

環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を適切に実行するために、経営責任者が構築した組織体制及びそのガバナンスの状況について、記載します。

(1) 環境配慮経営の組織体制等

事業活動に伴って発生する環境への影響等の正確かつ網羅的な把握や、それらを適切に削減・管理するための組織体制等について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境配慮経営を実行するための組織体制

- ・ 委員会等の役割
- ・ 最高責任者
- ・ 責任と権限の状況（承認手続き、社内規程の遵守、監視体制など）

イ. 全社的な経営組織における位置付け

ウ. 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況

エ. 環境報告の信頼性に係る内部統制（情報チェックの社内体制など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

A) 委員会等に報告された重要な内容や対応の状況

B) その他、関連する情報・指標

- ・ 業績評価や人事評価制度との関連
- ・ 環境配慮に関する人材育成制度（社内表彰、キャリアアップ制度など）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- 環境配慮経営の実行のための組織体制について、全社的な経営組織における位置付けや対象範囲が分かるように記載することが必要です。また、図等を用いて、組織体制の概要が分かることが望まれます。（① ア、イ）
- 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況については、EMS の組織体制、ISO 14001 やエコアクション 21 等の認証取得状況（範囲やその割合等）、環境保全に関する従業員教育及び環境監査*の状況などを、環境配慮経営に関する組織体制と関連付けて記載します。（① ウ）
- 環境保全に関する従業員教育は、訓練の体系と実施の枠組、実施状況（研修実施回数、教育等を受けた従業員の数、割合等）を記載します。（① ウ）
- 環境監査の状況は、環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況（内部監査・外部審査の回数）、監査結果及びその対応方法等を記載します。（① ウ）

(2) 環境リスクマネジメント体制

自然災害・事故等の緊急事態への対応を含め、環境に関するリスクに焦点を当てて構築したリスク管理体制（環境リスクマネジメント）について、記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 環境リスクマネジメント体制の整備及び運用状況（組織の役割、責任と権限、位置付けなど）
- イ. 想定される環境に関するリスク（自然災害・事故等の緊急事態を含む）の内容と対応状況（防止・予防策、訓練等）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況
- B) 環境に関連する事業継続マネジメント（BCM）の構築及び運用状況
- C) 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 環境に関する重要なリスクが想定される場合には、発生する程度及び環境や経営への潜在的な影響について、自然災害等の過去の発生状況、有識者等による発生予測、過去の被害影響等を参考に記載します。（① イ）
- (ii) 事業継続マネジメント（BCM）を構築している場合には、その組織体制、規格等の認証取得状況、事業継続計画（BCP）の整備及び改善状況、従業員教育及び監査の状況などを、環境リスク管理と関連させて記載します。（② B）

(3) 環境に関する規制等の遵守状況

環境リスクマネジメントに関連して、環境に関する規制等の遵守状況について、環境法規制の遵守状況、環境に関するその他義務等の履行状況を記載します。なお、違反、罰金、事故、苦情等があれば、経営への影響も含めてその状況、並びにそれらへの対応・改善状況についても記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 事業活動との関係が強い重要な法規制等（その他の義務等を含む）を遵守していることの確認方法とその結果

- ・ 法規制等の改正等の把握方法及び対象範囲
- ・ 定期又は不定期の内部チェック体制の内容
- ・ 組織における遵守指針等

イ. 重要な法規制等の違反の有無（少なくとも過去3年以内の違反について）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 環境に関する法規制等の違反に伴う環境への影響
- B) 事業・地域の別、基準となる値などの重要な改正点
- C) 環境法規制等（その他の義務等を含む）に関する財務影響
- D) 環境に関する罰金、過料等の金額及び件数
- E) 環境法規制値や協定値を上回る自主基準値等を設定している場合は、その内容等
- F) 環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）及び件数
- G) 上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 環境に関する法規制等には、環境に関する法律上の義務以外にも、取引先などとの契約により生じる法律上の義務、過去の判例や行政通達等による不可避的な義務、業界団体に所属することによる義務、自主的に宣言した約束や社会的に遵守が求められる事項が含まれます。（① ア、イ）
- (ii) 重要な法規制等の違反の有無には、少なくとも過去3年以内の重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、その内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合には、それを確認する方策や仕組みとともにその旨などを記載します。（① イ）

3. ステークホルダーへの対応の状況

【重要視点4】

事業者を取り巻くステークホルダーからの要請や期待等への対応状況について、記載します。ステークホルダーへの対応は、環境への影響等の把握、重要な課題の特定、組織体制等の構築など様々な面において有効であり、事業活動の中での日常的なステークホルダーとのやりとり等を通じて実施されます。

また、環境に関する社会貢献活動等（国・地方公共団体等との連携含む）に関して、考え方や実施状況等についても、併せて記載します。

(1) ステークホルダーへの対応

ステークホルダーへの対応方針、ステークホルダーの対応チャンネル毎の要請や期待、及びそれらの要請等に対する事業活動や意思決定への反映などの状況に関して、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等

- ・ ステークホルダーへの対応に関する方針
- ・ 主要なステークホルダーの対応チャンネル（種別、対応手法、頻度など）
- ・ ステークホルダーからの要請や期待
- ・ 要請等に対する対応と今後の計画（事業活動や意思決定への反映など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 重要な課題、事業上の機会やリスクの把握、組織体制等の不備発見・改善などとの関連

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- ステークホルダーへの対応を、ステークホルダーの種別ごとに、対応の手法や頻度、ステークホルダーからの要請や期待、事業者がそこから認識した機会やリスク、重要な課題として環境配慮経営において対応した事項などを記載することが必要です。（① ア、②）
- 主要なステークホルダーの対応チャンネルには、情報伝達、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態等を記載します。（① ア）

(2) 環境に関する社会貢献活動等

環境配慮経営の一環として実施した事業者が自ら実施又は従業員がボランティアに実施する社会貢献活動や国・地方公共団体等の行政機関や業界団体との連携の状況について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境に関する社会貢献活動等の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等

- ・ 取組方針（基礎となる考え、資金配分方針など）
- ・ 参加を促す仕組み（有給ボランティア、人事評価制度など）
- ・ 活動内容（参加人数、資金拠出額、NPO等との協力・連携など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 参画した検討委員会やイニシアティブ等
- B) 行政機関が実施する助成制度等の活用
- C) 自主行動計画等への参加や業界目標達成への貢献
- D) その他、社会貢献活動に関連する情報・指標

- ・ 従業員の家族等による環境保全及び社会貢献活動の促進の仕組み
- ・ 環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
- ・ 地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
- ・ 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境に関する社会貢献活動等の状況は、事業者の業種や規模、あるいはそれぞれの考え方等により異なると考えられますが、国・地方公共団体等との連携を含め、各事業者の特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。(①ア)

4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

【重要視点5】

バリューチェーン全体（事業エリア外）における環境配慮等の取組状況について、購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、開発・投資等、廃棄物処理などの活動別等により、記載します。

(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等

原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体において、そこに関連する外部の事業者・個人等の活動に伴い発生する環境負荷の低減対策等について、記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. バリューチェーンにおける重要な課題、取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等
- イ. その他、関連して記載する事項

- ・ 川下・川上における他者の事業活動に伴う環境負荷の概要
- ・ 事業機会・リスクの内容や事業活動への影響
- ・ 規制動向等の背景情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 第5章1.(2)「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「②重要性がある場合に記載する情報・指標」（p.33参照）に記載した事項
- B) 他者の活動に起因する環境負荷の発生状況

- ・ 購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、開発・投資等、廃棄物処理における環境負荷の発生状況
- ・ 上記の数値情報に関する補足情報

- C) その他、関連する情報・指標

- ・ 事業継続マネジメント（BCM）の活動状況
- ・ 環境負荷間のトレードオフ回避に関わる取組

【記載にあたっての留意点】

- (i) バリューチェーンにおける他者の活動に伴う気候変動、水、エネルギー、食料安全、土地利用、化学物質、生物多様性の損失などの環境配慮等の取組に関して、記載します。事業者の形態や規模等により、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。（①ア）
- (ii) バリューチェーンに関する事項は、他の関連する記載項目に含めて記載することも可能です。
- (iii) バリューチェーン関連の数値情報は、事業活動における情報・指標（第6章の数値情報）と混同しないよう、明確に区分して記載することが必要です。例えば、温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳については、下記活動範囲（スコープ）別に記載することが考えられます。

解説

今後、責任範囲の拡大と環境への影響等の増大により、バリューチェーンにおける環境配慮等の取組が、事業上の機会やリスクと密接に関係していく可能性があります。現在、先進的な環境配慮経営を実践している事業者を中心に、取引契約やグリーン調達等により、取引先との環境情報の収集・伝達体制やEMS等の管理体制の構築への要請・要望等が広がってきています。これらの取組は、二次、三次の取引先といった更なる川上の取引先にも広がっていく傾向にあることが判明しています。

また、安全かつ安心な生活環境を保全する観点から、化学物質や有害物質等の国際的な法規制・枠組みの強化が続き、製品等への健康被害が危惧される物質等の含有を排除するための取引先における体制（仕組み）を、厳格に評価して取引をする必要性が、ますます高まっていくと予想されます。さらに、自然災害や重大事故時においても安定した供給体制を維持し、事業活動への影響を最小にするために、事業継続マネジメント（BCM）などを通じた取引先を含んだ管理体制の構築の必要性も増しています。

最近では、海外からの素材・部品等の調達あるいは海外現地での操業を背景として、環境だけでなくフェアトレード*や紛争鉱物*など貧困・人権問題に関する項目を取り入れたCSR調達、ISO 26000等、社会面への視点も広がっており、社会性からもVCMを考えていくことが期待されています。

参考

環境への影響等から、重要な課題は特定されます。重要な課題を網羅的に把握するためには、資源・エネルギーの利用と環境負荷の発生状況を活動別に大まかに把握しておくことが有効と考えられます。

例えば、以下のような数値等の一覧により、管理していくことも有用と思われます。

活動	主な組織	地域	資源・エネルギーの利用	資源循環	生産物・環境負荷の発生	生物多様性の保全等	備考
原料・開発	外部						
原料輸送	子会社						
素材加工	子会社※						
製造	自社※						
製品輸送	自社※						
使用	顧客						
廃棄	委託先※						

※EMSの要請範囲

（注）備考には、背景情報、機会・リスクなどを記載。

(2) グリーン購入・調達

原料等の発掘から事業活動エリア内において使用されるまでの購入・調達における環境配慮の状況（グリーン調達等）や環境負荷低減への貢献等について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 調達・購入における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等（グリーン購入・調達／CSR調達基準など）
- ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等の購入・調達量、額、品目数
- ・ 環境配慮した購入・調達量の全体に対する割合（金額、取引先数など）

イ. 調達先に対して、更に川上へ環境配慮を要請している場合、その内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 川上から川下への化学物質有害性情報や原材料採取の場所、採取時の環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況

B) 購入・調達先に対する環境配慮に関する要請・協働取組の状況

C) 環境に配慮した購入・調達を通じて削減できた環境負荷（貢献量）やその効果

解説

グリーン購入・調達において環境マネジメントシステム（ISO 14001、EA21等）やエネルギーマネジメントシステム（ISO 50001）の認証取得状況を含めて、取引先の環境配慮経営の状況进行评估したり、協働で環境配慮等の取組をしたりして、事業の機会やリスクに共に対応することがバリューチェーンマネジメントを広げていくためには有効です。

例えば、以下のような事例が考えられます。

- ✓ 再生材や生物多様性及びその持続可能な利用に配慮した原材料や製品（例えば、森林認証*材、漁業認証など自然資源に関する認証を受けた原材料等）
- ✓ 省エネルギー性能等、環境性能の高い機器、設備、車両等
- ✓ 合法性の確認がとれた資源を使用した製品
- ✓ 環境に配慮した設備運営、製品使用等で提供されるサービス（環境配慮型ホテルで提供される宿泊サービス、環境配慮型のイベント運営 等）

(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等

生産・販売など業務提供における環境負荷低減に資する製品・サービス（無形の機能・役務を含む）等の状況、環境に配慮した販売・営業方法やビジネスモデル等を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等（エコ製品の基準など）
- ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等を提供した量、品目数
- ・ 環境に配慮した製品・サービス等の全体に対する割合（金額、提供数など）
- ・ 環境に配慮した販売・営業方法の工夫、ビジネスモデル等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

A) 新たに立ち上げた環境ビジネス、上市した環境配慮製品・サービス等

B) 製品・サービス等の使用に伴う環境負荷の排出総量

C) 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況

- ・ 省エネルギー基準適合製品*の数
- ・ 各種リサイクル法等に基づく再商品化、解体、リサイクル、再使用*又は省資源等の状況

D) LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた主要製品毎の環境負荷や環境性能（エネルギー消費効率など）の状況

(注) 廃棄物処理／リサイクルについては、p.83にも記載していますので、ご参照ください。

解説

事業者が生産・販売・業務提供する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は業種業態により様々なものが考えられますが、サービスについては、例えば以下のものがあります。

- ✓ 環境に配慮した輸送サービス
- ✓ 教育研究機関における環境教育、環境研究
- ✓ 静脈物流・流通サービス（廃棄物の輸送等）
- ✓ 金融関連機関における環境関連金融サービス
（環境保全事業融資・信託、環境格付融資、エコファンド、環境賠償責任保険等）
- ✓ サービサイジング*の取組
- ✓ 小売業等における環境に配慮した販売（エコ商品、包装削減対策等）
- ✓ 旅行業・ホテル業等におけるエコツーリズム*、エコホテルの取組の状況等
- ✓ 省エネルギー診断などの各種評価・コンサルティングサービス
- ✓ 環境保全型の公共事業サービス

(4) 環境関連の新技术・研究開発

新たに開発した環境技術（製品技術、特許等）や環境負荷低減に貢献する研究開発（生産技術、工法、特許、基礎・応用研究等）の状況、製品・サービスの環境適合設計*（DfE：Design for Environment）等の状況を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 新たに開発した環境技術（特許含む）
- ・ 環境負荷低減に貢献する研究開発の状況（DfE手法など）
- ・ 環境関連の新技术・研究開発の全体に対する割合（金額、件数など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 研究開発の成果により達成すると推測される環境保全効果
- B) LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた研究開発の状況

(5) 環境に配慮した輸送

原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送など、それら輸送に伴う環境負荷の状況（エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）やNO_x・PMの排出量など）及び環境負荷を低減するための環境配慮の取組について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 輸送における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する輸送を提供（利用）した量、品目数
- ・ 全体に対する環境に配慮した輸送の割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した輸送方法の工夫等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 輸送に伴う環境負荷の排出総量
- B) 環境負荷低減に資する輸送による環境保全効果
- C) 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- D) 大都市圏におけるNO_x・PM法の取組状況
- E) 輸送に伴う梱包材等の再利用量（率）と廃棄量
- F) 生物多様性の保全への配慮状況（外来種の移動防止措置など）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 環境に配慮した輸送としては、総輸送量と輸送に伴うエネルギー起源 CO₂ の排出量が主要な指標となります。総輸送量は、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段ごと（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に合算し、トンキロ（t×km）又は人キロ（人×km）単位で記載します。（① ア、② A）
- (ii) 輸送に伴うエネルギー起源 CO₂ の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」の規定に基づき、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定し、t-CO₂ 単位で記載します。（② A）
- (iii) 事業者の製品・サービスに伴う輸送の外注分（委託分）については、その正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望まれます。（② A）
- (iv) 自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望まれます。（② A）
- (v) 共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率（単位：％）の向上も、CO₂ や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが望まれます。（① ア、② B）
- (vi) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

事業者の責務として温室効果ガスやNO_x・PMの排出あるいは輸送用梱包材等の廃棄物発生を抑制・低減するべく努力しなければなりません。また、省エネ法では、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に省エネルギー計画策定とエネルギー使用量報告が義務付けられました。輸送活動に携わるそれぞれの主体に、エネルギー資源の有効利用を図るとともに、輸送に伴うエネルギー起源CO₂の発生をより一層抑制することが求められています。

海上輸送においては、バラスト水の中に混入した貝や藻類等の海洋生物や病原体が他の海域に運ばれ、移動先の生態系に影響を与えることがあります。そのため、外来種の移動を防止するための措置を講じるなどして、生物多様性の保全に配慮することが必要です。

(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等

資源・不動産開発における環境負荷低減に配慮した開発の状況、環境に配慮した開発方法や環境影響評価手法等を記載します。

また、投資等（事業投資、融資、年金資産運用など）における環境配慮の状況を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 資源・不動産開発における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する開発を施工・実施した量、案件数
- ・ 全体に対する環境に配慮した開発の割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した開発方法、環境影響評価の実績等

イ. 投資等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する投資等の金額、案件数
- ・ 全体に対する環境に配慮した投資等の割合（金額、件数など）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 開発・投資等に伴う環境への影響総量（当年度施工・資金拠出全体の排出量推計及び主要案件の排出係数など）
- B) 環境負荷低減に資する開発・投資等による環境保全効果
- C) 環境格付手法や環境影響評価手法の概要
- D) 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- E) 同意する（遵守する）原則・指針等（赤道原則、責任投資原則（PRI）、21世紀金融行動原則等）

解説

資源開発や不動産開発等の大規模なプロジェクトは、開発期間における直接的な環境負荷が大きくなったり、また開発した後において施工された物件が長期に渡って環境負荷を発生させる可能性があります。それゆえ、開発に伴う環境影響評価を適切に実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した取組が重要です。

同様に、金融市場においても、環境配慮が評価されることが期待されます。一部の銀行等の金融機関では、環境負荷の低減に資する事業への融資額及びその事業を通して排出される温室効果ガスの低減効果量を公表する動きがあります。

また、年金基金等は国内外において資本市場の大きな部分を占める機関投資家として中長期的な投資・融資を行っていることから、環境に配慮した投資・融資を行うことが強く期待されます。

(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル

製品等の廃棄段階における環境配慮及びリサイクルの状況について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 廃棄物処理／リサイクルにおける環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・ 環境配慮の取組方針や基準等
- ・ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルを実施した量、品目数
- ・ 全体に対する環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルの割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル方法の工夫、ビジネスモデル等

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 製品等の廃棄に伴う環境負荷の排出総量
- B) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルによる環境保全効果
- C) 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況

- ・ 優良産廃処理業者認定制度による認定業者への委託状況
- ・ 各種リサイクル法等に基づく再商品化、解体、リサイクル、再使用又は省資源等の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 容器包装リサイクル法の再商品化義務量は、対象となる容器包装の製造量及び利用量を集計します。（② C）

解説

自社製品等の最終的な廃棄段階まで、環境配慮を実施する必要があります。とくに、不法投棄等をして環境に悪影響を与えることがないように留意することが求められます。また、最終的な廃棄物の総量を減らすためにも、途中段階でのリサイクルは重要です。それらを原料として再利用できるように、原料の調達、設計段階などの上流の段階から考慮していくことが望まれます。さらに、日本製品等が廃棄段階において、海外に流出して不法に投棄されたり、地域環境に損害を与えることがないかも注意をしておく必要があります。

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する 状況」を表す情報・指標

1. 資源・エネルギーの投入状況
 - (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策
 - (2) 総物質投入量及びその低減対策
 - (3) 水資源投入量及びその低減対策
2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況
 - (1) 総製品生産量又は総商品販売量等
 - (2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策
 - (3) 総排水量及びその低減対策
 - (4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策
 - (5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策
 - (6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策
 - (7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

(注)

地域への影響が大きいと考えられる「水資源投入量」、「総排水量」、「大気汚染、生活環境に係る負荷量」、「化学物質の排出量、移動量」等については事業所毎の数値を公表することが期待されます。

第6章における各記載項目の共通事項

※総製品生産量又は総商品販売量等を除く。

① 記載する情報・指標

- ア. 環境負荷の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・（必要に応じて）原単位による数値情報
- ウ. 数値情報に関する補足情報

- ・数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- ・数値情報の算定方法（算定式、係数など）
- ・第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 数値情報に関する補足情報

- ・数値情報の集計範囲に関する差異
- ・集計範囲、算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- ・法令等で国等に報告している数値との差異
- ・原データの情報源（関連する情報の掲載箇所など）
- ・事業・地域・活動範囲別等の内訳情報

B) 規制動向等の背景情報（法改正の重要な変更点など）

C) 災害・事故等における環境負荷、経営への影響等（現状の状況、対応策など）

D) 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 資源・エネルギーの投入、資源等の循環的利用、環境負荷の産出・排出等、生物多様性の保全等の状況が適切に伝わるよう、記載します。（① ア）
- (ii) 環境負荷の総量のほかに、必要に応じて業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たりの原単位を記載します。（① イ）
- (iii) 数値情報に関する補足情報は、「数値情報に関する補足情報」（p.29）を参考に記載します。（① ウ）

1. 資源・エネルギーの投入状況

(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策

総エネルギー投入量の低減対策に関する方針や取組状況等を記載します。
また、再生可能エネルギーの投入量については、区分して表記することが期待されます。

① 記載する情報・指標

- ア. 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量による数値情報
 - ・総エネルギー投入量（ジュール）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項は共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 原単位による数値情報
 - ・総エネルギー投入量の原単位
- B) 総エネルギー投入量の内訳（種類別使用量）（ジュール）
 - ・購入電力（購入した新エネルギーを除く）
 - ・化石燃料（都市ガス、石油、天然ガス、LPG、石炭等）
 - ・新エネルギー（再生可能エネルギー、リサイクルエネルギー、従来型エネルギーの新利用形態）
 - ・購入熱（購入した温熱・冷熱等）
- C) 自家発電量の内訳（ジュール、kWh）
- D) 販売エネルギー量の内訳（ジュール）
- E) エネルギー生産性、エネルギー利用効率及びその向上対策
- F) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 総エネルギー投入量は、電気及び各燃料（購入熱を含む）等の使用量をそれぞれ把握し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則別表第1、別表第2、別表第3」に定められた熱量換算係数により算出します。（①イ）
- (ii) 購入電力量（kWh）を発熱量（J）に換算する場合には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則別表第3」に記載の換算係数に基づき、昼間の電気は9.97MJ/kWh、夜間の電気は9.28MJ/kWhを用います。（①イ）
- (iii) 事業所における使用エネルギー量の算定においては、3.6MJ/kWhを使用することも可能です。この場合にはその旨を注記します。（①イ）
- (iv) 投入したエネルギー量の内訳については、それぞれのエネルギー源に応じた適切な単位で把握しても構いません。（②B）
- (v) 電力の売電量については、原則として購入電力量と相殺せず、売電量と購入電力分それぞれ別建てとして記載します。（②D）
- (vi) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。
- (vii) 参考資料5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

(2) 総物質投入量及びその低減対策

総物質投入量の削減に関する方針や取組状況等を記載します。また、総物質投入量の内訳情報を記載するとともに、天然資源の利用制約や資源生産性及び循環利用率など関連する指標も併記することが望まれます。

① 記載する情報・指標

- ア. 総物質投入量（又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む）の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・総物質投入量（トン又はその他の単位）
 - ・総物質投入量の内訳（業種や事業特性に応じたもの）
 - ・総物質投入量の原単位
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 総物質投入量における再生資源の割合
- B) 資源生産性及びその向上対策
- C) 循環利用率、循環利用率の向上対策
- D) 使用済み製品、容器・包装の回収量及び再生利用量
- E) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 総物質投入量は、エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質の合計、主な種類の内訳、投入時の状態の内訳、天然資源の投入量、主要な原材料等及び製品・商品の購入・仕入量をトン単位で把握します。
- (ii) 記載単位は、内訳については、重量（単位はトン）以外の単位で管理することが適切な場合には、実務上用いられている単位によることができます。
- (iii) 総物質投入量の主な種類の内訳には、資源の種類別の量を記載します。（① イ）
- (iv) 総物質投入量には、消耗品等として消費する資源量、資本財として設備投資等に投入される資源量、事業者の内部で循環的利用が行なわれている物質を含めません。ただし、総物質投入量とは別に記載することができます。（① イ）
- (v) 再生資源割合は、業界団体等の統計資料に基づくことも可能です。（② A）
- (vi) 循環利用率は、循環利用量を物質投入量で除して算出します。（② C）
- (vii) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。

参考 <資源の投入量内訳の分類例>

- 資源の種類 金属（鉄、アルミニウム、銅、鉛等）、プラスチック、ゴム、ガラス、木材、紙、農産物 等
- 投入時の状態 部品（半製品、製品、商品等）、原材料、補助材料、容器包装材
- その他の指標 枯渇性天然資源（化石資源、希少鉱物等）、循環資源、更新性天然資源（適切に管理された農林水産物等）、化学物質（PRTR 対象物質等）

(3) 水資源投入量及びその低減対策

水資源投入量及びその削減に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・水資源投入量 (m³)
 - ・水資源投入量の原単位
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項 (p.48) を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 水資源投入量内訳 (m³)
 - ー上水、工業用水、地下水、海水、河川水、雨水 等
- B) 個別事業所毎の水資源投入量
- C) 他の記載事項は共通項目 (p.48) を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 水資源投入量と併せて、水源ごとの投入量も把握することが望まれます。
- (ii) 水資源投入量には、事業所内で循環的に利用している量は含めません。別途「資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）」 (p.52) として把握することとします。（① イ）
- (iii) 水資源投入量には、製造過程に使用されなかった場合も含め、外部から供給された水量すべてを含むことが期待されます。（① イ）
- (iv) 水資源投入量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の数値を公表することが期待されます。（② B）
- (v) 他の留意点は共通事項 (p.48) を参照してください。
- (vi) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）

事業エリア外からの総物質投入量とは別に、事業エリア内で事業者が自ら実施する循環的利用に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・事業エリア内での物質の循環的利用量（トン又はその他の単位）
 - ・事業エリア内での水の循環的利用量（ m^3 ）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 事業エリア内での循環的利用型の物質の種類と量の内訳（トン又はその他の単位）
- B) 事業エリア内での水の循環的利用量（ m^3 ）の内訳
 - －水のリサイクル量（原則として冷却水は含まない）
 - －中水*の利用事業エリア内で再使用された資源の量
- C) 事業エリア内で再生利用された資源の量
- D) 事業エリア内で熱回収された資源エネルギーの量
- E) 他の記載事項は共通項目（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 物質や水の循環的利用量と併せて、再使用、再生利用、熱回収された量の内訳も把握することが望まれます。
- (ii) 物質の種類別内訳は、総物質投入量（p.50）と廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量（p.58）に関する【記載にあたっての留意点】を参照してください。（②A）
- (iii) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。
- (iv) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況

(1) 総製品生産量又は総商品販売量等

総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量及び容器包装使用量について、記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量
- イ. 補足情報

・環境に配慮した製品・商品・サービスの内容・特徴などの情報（その他の記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 容器包装使用量
- B) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 製品・商品・サービス等の産出・提供量は、その合計をトン又はその他の単位で記載します。
- (ii) 製品・商品・サービス等の産出・提供のうち、主要なもののみを記載する場合、対象外としたものの主な内容、対象とした主なものの売上高が総売上高に占める割合を記載します。
- (iii) 期首と期末の原料・半製品・製品の重量に大きな差異がある場合は、総物質投入量とのマテリアルバランスを考慮する上で、期首と期末の在庫増減重量を記載することが望まれます。
- (iv) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。

(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策

温室効果ガス排出量（トン-CO₂換算・京都議定書対象6物質）、及び排出活動源別の内訳、その排出量の低減に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・温室効果ガスの総排出量（国内・海外別の内訳）
 - ・温室効果ガスの排出原単位
 - ・温室効果ガスの削減量
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 温室効果ガス排出量の内訳情報（セグメント別、発生起源別、活動範囲別など）と低減対策
- B) 温室効果ガス排出量を削減するため、京都メカニズム*等を活用している場合は、その内容、削減量（クレジット量等）
- C) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 報告の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂ 及び非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス（HFC：ハイドロフルオロカーボン、PFC：パーフルオロカーボン、SF₆：六ふっ化硫黄）です。
- (ii) 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計、主な内訳を二酸化炭素量に換算し「トン-CO₂換算」、または「トン-CO₂e」（以下「トン-CO₂換算」という。）単位で記載します。ただし、CO₂以外の温室効果ガスの排出量が僅少である場合には、CO₂排出量のみを記載することができます。
(① イ)
- (iii) 海外における排出分について、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。(① イ)
- (iv) 電力由来の温室効果ガスの排出量を算出する際に、対象年度の電力の CO₂ 排出係数が電力会社から公表されていない場合は、直近の公表数値を活用します。
(① イ)
- (v) 電力の CO₂ 排出係数については、係数の実数、種類、どの年度の排出係数を適用したか、使用単価発電端か等、情報利用者が係数を特定するのに必要な情報を記載します。(① ウ)
- (vi) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。
- (vii) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

(3) 総排水量及びその低減対策

総排水量、排水先ごとの排水量と排水規制項目の濃度、水質汚濁負荷量及びその低減対策に関する方針や取組状況等を記載します。

また、取水や排水による地域や河川等への影響や環境配慮の取組についても、記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量による数値情報
 - ・総排水量 (m³)
 - ・排水規制項目の排出濃度並びに水質汚濁負荷量
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項 (p.48) を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 排出先別排水量の内訳 (m³)
 - －河川、湖沼、海域、下水道 等
- B) 総排水量の内訳（業種や事業特性に応じたもの）
- C) 個別事業所毎の排水量内訳
- D) 他の記載事項は共通事項 (p.48) を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 総排水量は、事業活動に伴い発生した排水量の合計、主な内訳を立方メートル単位で記載します。総排水量の主な内訳には、河川、湖沼、海域、下水道等の排出先別に記載します。
- (ii) 排水量を流量計等のメーターによって測定していない場合は、排水量を合理的な方法で算定します。（① イ）
- (iii) 水質汚濁負荷量については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制項目（健康項目*、生活環境項目*、ダイオキシン類）の排出濃度（平均値、最大値）並びに水質汚濁防止法等の総量規制対象項目で示した汚濁負荷量を記載します。（① イ）
- (iv) 排水規制項目の排出濃度のうち、健康項目及び生活環境項目*（pH、大腸菌群数以外）についてはリットル当たりミリグラム (mg/l) 単位で、ダイオキシン類についてはリットル当たりピコグラム (pg-TEQ/l) 単位で記載します。
- (v) 排水の汚濁負荷量について、下水への排水に含まれる汚濁負荷量は、そのまま公共用水域に排出されないことにより、合算しないで記載します。
- (vi) 総量規制対象地域から排出される排水の汚濁負荷量については、トン又はその他の単位で記載します。
- (vii) 排水量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の内訳数値を公表することが期待されます。（② C）
- (viii) 他の留意点は共通事項 (p.48) を参照してください。
- (ix) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

排出規制項目の遵守状況を始めとして、大気汚染物質の排出の状況及びその防止の取組について、さらに、騒音、振動、悪臭の発生の状況並びにその低減対策について、方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・濃度等による数値情報
 - ・ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）の排出量（トン）及びその最大濃度
 - ・ 騒音規制法に基づく騒音等の状況（デシベル）
 - ・ 振動規制法に基づく振動等の状況（デシベル）
 - ・ 悪臭防止法に基づく悪臭等の状況（特定悪臭物質濃度または臭気指数）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 事業所毎の排出量内訳
- B) 屋上、壁面及び敷地内の緑化や高反射性塗装、保水性舗装等、都市表面被覆の改善につながる建物、構造物への環境対策の状況
- C) 地中熱や河川水等を活用した空調排熱等、大気中への人工排熱の排出削減につながる建物等への環境対策の状況
- D) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 騒音、振動、悪臭については都道府県知事により指定された地域の場合に、基準値及び実測の最大値を記載します。（① イ）
- (ii) SO_x、NO_x ならびに VOC については、参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。
- (iii) 大気汚染や生活環境に係る濃度及び負荷量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の規制値と最大濃度、汚染負荷量を公表することが期待されます。（② A）
- (iv) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。

(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

法律の適用を受ける化学物質、及び事業者が自主的に管理の対象としている化学物質について、化学物質ごとにそれぞれの管理及び排出量・移動量に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

イ. 総量・原単位による数値情報

- ・化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度*の対象物質の排出量、移動量（キロ）（ダイオキシンについては mg-TEQ）
- ・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の排出濃度
- ・土壌・地下水汚染状況
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況
- ・特定地下浸透水中の有害物質の濃度

ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

A) 化学物質の取扱量、平均保管量、最大保管量（トン）、用途等

B) 事業所毎の化学物質の排出量、移動量

C) 化学物質の安全性情報の収集、リスク評価の実施（物質名、物質数等）

D) 川上から川下への化学物質の有害性情報及び用途情報に係る伝達方針及び取組状況

E) 海外の関連法規制（RoHS、REACH 等）への対応状況

F) 他の記載事項は共通項目（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

(i) PRTR 制度に基づいて届け出た物質も参考にしつつ、取扱量や購入量が多いもの、あるいは危険性が高い等、ステークホルダーへの影響が大きいと考えられる化学物質について記載します。

(ii) PRTR 対象物質の算定方法の詳細については、経済産業省・環境省の「PRTR 排出量等算出マニュアル」を参照してください。（① イ）

(iii) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）で対象としているフロン類については、排出量、回収量、破壊量（回収量の内数）についても、可能な限り把握します。（① イ）

(iv) 土壌汚染・地下水汚染の状況については、土壌汚染対策法に基づく調査や自主的に実施した調査の状況について記載することが期待されます。（① イ）

(v) 化学物質の排出量と移動量（特に排出量）については、事業所の自主管理の状況などを周辺住民などへ情報提供する観点からも、事業所毎の数値を記載することが期待されます。（② B）

(vi) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。

(vii) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

廃棄物等の総排出量や最終処分量に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 廃棄物の総排出量（トン）
 - ・ 廃棄物最終処分量（トン）
 - ・ 上記の原単位
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標（抜粋）

- A) 廃棄物等の処理・処分方法の内訳
- B) 廃棄物等総排出量の主な内訳（有価物を含む）
- C) 廃棄物最終処分量の内訳
 - ・ 直接埋立処分される産業廃棄物*量
 - ・ 自社の最終処分場に埋立処分した廃棄物量
 - ・ 産業廃棄物で埋立処分が予想される中間処理後残渣量及び再資源化に伴う残滓量
 - ・ 一般廃棄物*で埋立処分される量と中間処理・再資源化後埋立が予想される量
- D) 他の記載事項は共通項目（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 廃棄物等総排出量は、事業者がその敷地外（管理外）に、排出・搬出したもの及び敷地内で埋め立てたものの重量をすべて合計して算出します。（① イ）
- (ii) 廃棄物等の処理方法の内訳には、再使用又は再生利用される循環資源の量、熱回収される循環資源の量、熱回収を伴わない単純焼却される廃棄物の量があります。（② A）
- (iii) 再使用、再生利用される循環資源の量は、事業者がその敷地外（管理外）に、排出・搬出した循環資源のうち再使用・再生利用したものの重量を合計して算出します。（② A）
- (iv) 廃棄物の廃棄物等総排出量の主な内訳には、一般廃棄物、産業廃棄物の別を記載します。（② B）
- (v) 廃棄物最終処分量は、廃棄物等の埋立処分量及び埋立が予想される中間処理・再資源化後の残渣や残滓を含み、内訳をトン単位で可能な限り記載します。（② C）
- (vi) 廃棄物最終処分量の内訳では、自社の最終処分場に最終処分（埋立等）された自社の廃棄物の重量を合計して算出します。（② C）
- (vii) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。
- (viii) 参考資料 5. 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策

災害・事故等により漏出した場合に周囲が危険な状態になる可能性のある有害物質等（危険物質を含む）について、その漏出防止についての方針や取組状況等を記載します。

なお、実際に有害物質等の漏出が発生した場合には、その漏出量等についても記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等
- イ. 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 有害物質等の事業所毎の保管量内訳

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 有害物質等の漏出防止に関する事項は、第5章2.(2)「環境リスクマネジメント体制」にも該当します。
- (ii) 有害物質等とは、災害・事故等で漏出した場合、周辺の人の健康、動植物、生態系、財産に重要な害を及ぼす可能性のある物質・物品を指し、特定管理産業廃棄物（アスベスト、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等）、高圧ガス、危険物、放射性物質等が含まれます。
- (iii) 漏出量は、所在不明となった保管量等の推定値によることが可能です。その場合には、算定方法等を記載する必要があります。また、算定が困難等により、漏出量を記載することができない場合には、その旨と理由を記載します。（①イ）
- (iv) 保管量を記載する場合には、行政機関等への届出数値等に基づいて記載することができます。（PCB 廃棄物適正処理特別措置法に基づく届出等）（②A）

4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針や取組状況等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等（事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む）
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 生物多様性の保全や持続可能な利用に影響を与えた量
 - ・ 改善に取り組んだ実績値等
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（p.48）を参照）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- A) 事業活動と生物多様性との関係性を表す情報
- B) 他の記載事項は共通事項（p.48）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 原材料調達などバリューチェーン全体を通じた事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響と依存状況（影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む）、事業活動によって発生しうる生物多様性への影響を回避、軽減するための取組等を記載します。
- (ii) 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むにあたり、考慮すべき視点として、地域重視及び広域的・グローバルな認識、多様なステークホルダーとの連携と配慮、社会貢献、地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連、バリューチェーンの考慮、事業を行う場合の生物多様性に及ぼす影響の事前検討、事業者の特性・規模等に応じた取組があげられます。記載に際してこれらの視点に留意する必要があります。
- (iii) 原材料調達において、生物多様性への影響を把握することが困難な場合もありますが、バリューチェーンマネジメントやグリーン購入・調達の観点からも、自らの購入・調達の方針を明確にしていくことが期待されます。
- (iv) 他の留意点は共通事項（p.48）を参照してください。

第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す 情報・指標

1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況
 - (1) 事業者における経済的側面の状況
 - (2) 社会における経済的側面の状況
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

(注) 環境配慮経営の経済的側面に関する状況について

本章では、対象となる主体別に区分して解説しています。

「(1) 事業者における経済的側面の状況」では、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組に関連する財務的な情報・指標について、解説します。

また、「(2) 社会における経済的側面の状況」では、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組が、顧客や取引先といった他者や社会に及ぼす経済的な影響を表す情報・指標について、解説します。

(注) 環境配慮経営の社会的側面に関する状況について

事業者は、環境報告において、環境負荷や環境配慮の取組との関連に留意して、社会的側面の状況を説明することにより、より立体的に経営における社会的責任の取組状況等を利用者に伝えることが可能となります。

本章においては、社会的側面の状況を表す情報・指標のうち、一般的に環境配慮経営に関連する可能性がある社会的な事象を中心に解説をしています。実際の環境報告書を作成する際においては、参考資料7.「社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）」もご参照ください。

1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組の状況についての経済的な情報・指標を記載します。環境負荷や環境配慮等の取組とそれらに関連する経済的側面の状況を示すことによって、環境配慮経営に対する利用者の理解を促進し、環境報告の有用性を向上させます。

(1) 事業者における経済的側面の状況

環境配慮経営の財務的な影響（財務影響）を、環境負荷や環境配慮等の取組に関連付けて、財務数値や記述情報によって説明します。

① 記載する情報・指標

ア. 環境配慮経営に関連する財務数値（環境会計情報等）

- ・環境配慮等の取組コスト（実績額）
- ・環境配慮等の取組による経済効果（取組コストの節約額など）

イ. 上記の財務数値に関する補足情報

- ・財務数値の集計範囲（バウンダリ）
- ・財務数値の算定方法（前提、算定式、係数など）

② 重要性がある場合に記載する情報（抜粋）

A) 環境配慮経営に関連する財務数値（①ア以外）

- ・環境配慮等の取組への投資/開発計画・見込額
- ・環境配慮製品・サービス等の売上見込
- ・環境配慮経営に関連する資産（排出クレジットやオフセットなど）
- ・環境配慮経営に関連する負債（資産除去債務、引当金など）

B) 環境配慮経営に関連する事業機会やリスク

- ・財務影響をもたらす背景情報（法規制・市場等の動向など）
- ・財務影響への対応方針や将来見通し（長期的な投資方針、その財務的効果など）
- ・環境配慮製品・サービスの市場動向・分析
- ・環境問題による財務リスク情報（規制リスク、価格変動リスク、物理的リスク）

C) 環境効率指標（環境負荷と財務数値を指標としたもの）

D) 環境格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 基本的に、第5章、第6章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 環境配慮経営に関連する財務数値は、環境負荷と併記して経年比較ができるように記載することが期待されます。（① I）（② A）
- (iii) 環境保全に関する財務情報等を体系的に表す手法として、環境会計情報があります。環境会計情報は、「環境会計ガイドライン 2005年版」をご参照ください。
- (iv) 環境に関する財務情報等を示す際には、定義、前提となった考え、想定期間、範囲及びデータの出所等も明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう配慮が必要です。
- (v) 財務上の事業・地域セグメント別や主要な製品等の内訳情報などと関連させて記載することも、有用です。

解説

環境配慮経営の財務影響が環境配慮等の取組や事業戦略と密接に関連する場合には、これらの財務影響に関する情報を環境配慮等の取組や事業戦略と関連付けて説明することが、「重要な情報」に該当することがあります。また、事業者にとっても、環境情報と財務情報等を関連させて開示することにより、利用者の環境配慮経営に対する理解を深め、より適切なステークホルダーからのフィードバックが期待できるようにもなります。

（2）社会における経済的側面の状況

環境配慮経営と社会における経済的な影響との相互関係を示すため、事業者以外の外部者における経済的便益などについて、説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組による事業者を取り巻く外部者（顧客、取引先、地域社会など）における経済的な相互影響やその対応について、関連する金額や記述情報にて説明します。

② 重要性がある場合に記載する情報（抜粋）

A) 環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担

- ・環境配慮型の製品・サービス等の利用者の経済的便益（省エネ、付加価値創出など）
- ・環境配慮型調達によるサプライヤーの経済的便益
- ・事業者の環境負荷等に起因する社会における経済的負担（税金による汚染除去など）

B) 環境配慮経営に関連する事業機会やリスクとの関連（収益への寄与、内部費用化の可能性など）

C) 数値情報に関する補足情報

- ・数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- ・数値情報の算定方法（前提、算定式、係数など）

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 第5章、第6章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 「環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担」には、実際に外部者に経済的便益又は損失が発生した金額（推計値を含む）及び記述情報を記載します。
(② A)
- (iii) 数値情報の根拠とした情報源も明確にすることが望まれます。とくに、推計値を用いる場合には、定義や算定根拠等を明確にして、利用者の理解に資するよう工夫することが必要です。

解説

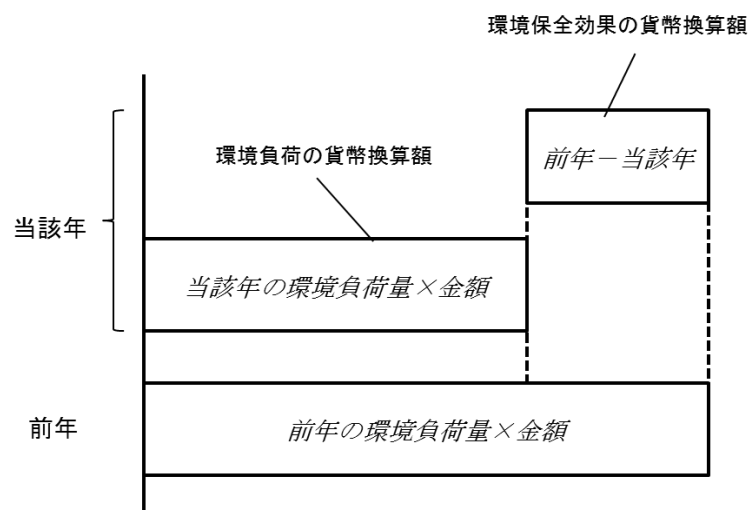
事業者の環境負荷や環境配慮等の取組みは、社会における経済的な側面とも影響を及ぼし合います。そのため、環境報告においては、事業者の財務影響のみならず、環境配慮経営に関連する事業者以外の外部者における経済的な影響についても併記することが、有用です。

事業者以外の外部者が受ける経済的な影響には、例えば、省エネ製品の利用者は、使用段階でのエネルギー消費量が減ることで、コスト削減という実質的な利益を受けることなどがあります。また、自社が提案したエコビジネスやアイデアが、取引先のビジネスに貢献することもあります。一方、例えば、環境汚染に伴う浄化費用、健康被害に伴う補償費用などを税金等で賄い、社会が経済的に負担することもあります。

参考

事業活動により発生した環境負荷が社会に及ぼす環境への影響を表す開示方法としては、「環境負荷の貨幣換算額」及び「環境保全効果の貨幣換算額」（環境負荷削減量への貨幣換算）も考えられます（下図参照）。環境負荷情報とそれらを貨幣換算した金額とを併記することにより、例えば、将来、事業者が負担する潜在的なコストの推測や環境配慮型の製品・サービスに関する販売状況の更なる理解につながることも期待されます。

図 10 環境負荷等の経済価値評価の関係



2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

事業活動における重要な社会的課題への対応状況について、環境配慮経営との関連に留意して、社会的側面に関する記述情報や数値情報により説明します。

社会的影響と環境への影響が密接と考えられる課題への対応について、それぞれを関連付けて記載することで、環境配慮経営と社会的側面との相互関係を示すことが可能となります。

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 重要な社会的課題に対応するための取組方針、目標、計画、取組状況等

環境配慮経営に関連する社会的側面の事象には、例えば以下のものがあります。

(組織統治等)

- ・ 倫理、コンプライアンス、個人情報保護、取引先企業に対する公正取引、独占禁止法の遵守、知的財産権

(人権)

- ・ 原料調達先における児童労働、劣悪な環境での労働、搾取的労働

- ・ 紛争鉱物の使用

(労働慣行)

- ・ 職場環境の改善、長時間労働、ダイバーシティ、ワークライフバランス

- ・ 従業員の健康管理、労働災害の防止、メンタルヘルス、MSDS制度

(消費者保護・製品安全)

- ・ 製品・サービスの設計・製造、消費者クレーム対応、製品リコール

(地域・社会)

- ・ 地域文化、コミュニティの尊重、フェアトレード、CSR調達の確立

(その他)

- ・ 付加価値分配方針

- ・ 動物実験、武器・軍事転用可能な商品

B) 社会的側面を表す数値情報

例えば、上記に関する数値情報には以下のものがあります。

- ・ 法律等の違反、行政機関からの指導・勧告命令等の件数

- ・ 社外取締役・社外監査役の数

- ・ 人権方針を設定した組織数

- ・ 男女別階層別人員数及び離職率

- ・ 労働災害発生頻度・件数

- ・ 顧客満足度調査の結果、クレーム件数

- ・ 社会貢献金額や参加した従業員数

- ・ CSR調達割合や調達額

- ・ 各主体への付加価値分配額

C) 数値に関する補足情報

- ・ 数値の集計範囲 (バウンダリ)

- ・ 数値の算定方法 (前提、データの出所、算定式、係数など)

- ・ 事業・地域別等の内訳情報

D) 重要な社会的課題への対応に関連して同意する (遵守する) 憲章、協定、運用もしくは遵守している規格等の名称と内容

E) 社会責任格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響 (ブランド、調達金利など)

【記載にあたっての留意点】（抜粋）

- (i) 社会的側面の状況は、各事業者の事業特性や事業戦略等に応じて異なります。上記は、代表的な情報・指標ですので、より詳細に関しては、環境報告ガイドライン 2012 年版にある「社会的側面の状況に関する情報・指標」（参考資料 7）を、ご参照ください。
- (ii) 数値情報等を示す際には、定義、前提となった考え、範囲及び算定方法等を明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう特に配慮が必要です。
- (iii) 事業・地域セグメント別等の内訳情報などを記載することも、有用です。

解説

環境における課題はそれ単独で存在することは少なく、多くの場合他の社会的な課題と関連して発生します。特に、事業者の原料調達、販売など活動範囲がグローバル化している今日、バリューチェーン全体で考えたとき、この傾向は顕著となります。

先進国の需要を満たすために行われる途上国等における収奪的なプランテーション栽培は、森林破壊や生物多様性の喪失をもたらしていると指摘されていますが、一方で、児童労働や強制労働など、労働条件、人権の面で深刻な問題を引き起こしているという事実があります。

環境負荷や環境配慮の取組が、組織統治、人権、雇用・労働、消費者、地域社会等の社会面と密接に絡み合っている場合には、社会的側面の状況は必須の情報・指標になってきます。環境報告において、事業者が環境配慮経営の状況を説明するために重要と判断される社会的側面の情報・指標については、とくに開示する必要があります。

なお、社会的側面に関する取組事項は、地域、国、地球等の持続可能性、事業者の決定や活動による社会やステークホルダーへの影響や、事業者に求められる期待、さらに社会とステークホルダーとの関係などを踏まえ認識される、事業者に求められる社会的責任を考慮して検討されるべきものです。

なお、方針の作成にあたって、国連グローバル・コンパクト、国際労働基準の条約や勧告、ISO 26000（2010年発行）、経団連企業行動憲章（2010年改訂）、OECD（経済協力開発機構）の「多国籍企業行動指針」（2011年改訂）等の目的や内容を踏まえておくことが有用です。

第8章 その他の記載事項等

1. 後発事象等

(1) 後発事象

報告対象期間の終了後に発生した事象で、環境報告に記載した事項や次期以降の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 後発事象の内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 後発事象による環境報告への影響

B) 後発事象による次期以降の環境及び経営への影響

解説

報告対象期間の終了後であっても、環境報告を公表するまでの間に、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着、その他ステークホルダーの判断に影響を及ぼす重要な事実の発生、あるいは翌年度の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合には、環境報告書に後発事象として記載する必要があります。記載内容としては、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として、記載することが望まれます。

(2) 臨時的事象

報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 臨時的事象の内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

A) 臨時的事象による環境及び経営への影響

解説

環境報告は定期的に発行する環境報告書以外にも、報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境への重要な影響を及ぼしたり、ステークホルダーの判断に影響を及ぼす事象については、適時に環境報告を実施する必要があります。

臨時的事象には、重要な範囲の変更、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着など、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が該当すると考えられ、重要性の判断からそれらの事象を決定していくことが期待されます。

2. 環境情報の第三者審査等

環境報告書に記載された環境情報を第三者が審査等をした場合には、審査等の実施を証する書類を添付します。

解説

事業者自らが実施する信頼性を向上させるための社内手続きに加えて、組織外の主体が環境報告に関わることで、事業者自身が見落としていた論点が明らかになり、報告書の内容が向上し、信頼性がさらに高まることが期待されます。

ステークホルダーとの関わり方や第三者からの外部審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に応じて、それらを組み合わせて取り組むことが期待されます。

事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

- ① 第三者による審査
- ② 第三者による意見
- ③ 双方向コミュニケーション手法の組込
- ④ NGO/NPO等との連携による環境報告書の作成

【参考資料等の一覧】

「環境報告ガイドライン 2012 年版」には、以下を参考資料等として添付していますので、適宜、ご参照ください。

「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較
本ガイドラインと「環境報告ガイドライン（2007 年版）」との比較

【参考資料】

1. 検討委員名簿
2. 用語解説
3. 記載事項一覧表
4. 環境効率指標例
5. 指標の一般的な計算例
6. 個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）
7. 社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）
8. 環境配慮経営の評価チェックシート（例示）

環境報告ガイドライン（2012年版）

－抜粋版－

（発行）

平成 24 年 10 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>